

令和2年11月30日（月）
午後3時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第40号 寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について

報告第41号 今後の学校給食（温かい給食の拡充等）基本方針について

報告第42号 市長からの意見聴取について

議決事項

議案第34号 「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

議案第35号 「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

署名人

高須教育長

坂本委員

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月27日～11月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
10	27	火	校長役員会	11月校長会の案件について	総合教育研修センター
	29	木	大阪府都市教育長協議会	秋季研修会	大阪府貝塚市
			寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会	プレゼンテーション審査及びヒアリング審査	職員会館3階 会議室
11	6	金	市指定文化財特別公開（～9日）	絹本着色方便法身尊像の公開	西正寺（太間町）
	2	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	12	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			寝屋川市文化財保護審議会委員委嘱状交付式及び第2回文化財保護審議会	委嘱状の交付、審議会	本庁2階 特別会議室1
	16	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
	20	金	北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
	26	木	校長役員会	12月校長会の案件について	総合教育研修センター
	27	金	大阪府都市教育長協議会	臨時役員会、予算要望説明会	ホテルアウィーナ大阪
	30	月	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告（決算）、付議事件即決、委員会付託、第六次総合計画特別委員会の設置、委員の選任	市議会議場
			教育委員会11月定例会		議会棟5階 第2委員会室

12月教育委員会行事計画書

(12月1日～12月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
12	3	木	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	4	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
5		土	オーサービジット講演会	講演会	アルカスホール
			中学生の主張	表彰式	アルカスホール
6	日		市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	市民体育館
7	月		予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
8	火		第六次総合計画特別委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
9	水		第六次総合計画特別委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
13	日		市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	池の里市民交流センター
			市民体育大会杯兼バドミントン大会団体戦	大会	市民体育館
16	水		12月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
17	木		12月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
18	金		12月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場
21	月		12月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
25	金		教育委員懇話会		議会棟5階 第3会議室
			教育委員会12月定例会		議会棟5階 第2委員会室

報告第40号

寝屋川市立学び館指定管理者候補者の決定について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和2年10月29日

寝屋川市教育委員会 様

寝屋川市立学び館
指定管理者選定委員会
委員長 笠井 敏光

寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会における指定管理者
選定結果について(報告)

標題の件について、寝屋川市立学び館条例施行規則第7条の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

記

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立学び館
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人 笑顔
大阪府寝屋川市小路南町17番7号
理事長 山口 左月美(やまぐち さつみ)
- (3) 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数(令和2年9月1日)

株式会社	NPO法人	財団法人	合計
0	1	0	1

- (2) 申請書の提出数(受付期間 令和2年9月10日～9月17日)

株式会社	NPO法人	財団法人	合計
0	1	0	1

3 選定委員会

- (1) 寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会
① 令和2年10月1日 設置

② 選定委員の構成（計 5 名）

寝屋川市立学び館条例施行規則

第 2 条第 2 項第 1 号	該当者	公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1 名	
同上	第 2 号	該当者	経営に関する知識を有する者	1 名
同上	第 3 号	該当者	学識経験を有する者	1 名
同上	第 4 号	該当者	社会教育委員	1 名
同上	第 5 号	該当者	社会教育部における部長	1 名

(2) 選定委員会開催経過

第 1 回 令和 2 年 10 月 1 日（木）

委員長の選出、副委員長の指名、申請者加点の承認、第 1 次選定（書類審査）及び第 2 次選定（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の選定基準・選定方法の確認及び決定、採点方法の確認及び決定

第 2 回 令和 2 年 10 月 29 日（木）

第 1 次選定結果の確認と総括、第 2 次選定の実施と結果の確認、指定管理者候補者としての意見交換・審議、選定委員会報告書作成

4 選定の基準及び選定結果

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の規定により、寝屋川市立学び館（以下「学び館」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定する。

(1) 申請者への加点の提示及び承認

「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、教育委員会より申請者への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認した。

① 「当該施設に係る管理運営の実績」による加点

申請者の現指定管理者としての実績検証結果について、適正比率が平成 28 年度は、100%であり、平成 29 年度の適正比率が 97.9%、平成 30 年度の適正比率は、95.7%、令和元年度の適正比率は 100%であることから、運用指針に基づき評価 B 以上を確定する提示を受け了承した。

次に、管理運営実績報告書記載内容について、審査の結果、評価は 10 項目中 8 項目が適正であることから、評価は S であることの提示を受け、10%の加点を了承した。

② 「団体活動拠点が市内に在ること」による加点

申請者は市内に団体活動拠点があることの提示を受け、5%の加点を

了承した。

③ 加点の決定

上記①、②について、選定委員会で承認し、120点満点中の15%の加点となり、第1次選定の点数に18点を加点することを決定した。

(2) 第1次選定（書類審査）

① 選定基準（書類審査項目）

- | | |
|----|--|
| 1 | 安定した管理運営を行う経営状態であること |
| 2 | 運営方針及び運営計画が優れていること |
| 3 | 集客促進策が優れていること |
| 4 | 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること |
| 5 | 自主事業について、過年度程度の計画がなされ、実現可能であるとともに、計画が優れていること |
| 6 | 施設の経費縮減が図られていること |
| 7 | 人員配置計画が適正であること |
| 8 | 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること |
| 9 | 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること |
| 10 | 危機管理対策が適正であること |
| 11 | 総合的に見て提案内容が優れていること |

② 配点・合格最低点

- ・上記、1から10までの各項目は10点満点。11については20点満点、合計120点満点とし、選定委員5人の平均点を当該団体の得点として第1次選定（書類審査）を行った。
- ・合計点（120点）の合格最低点の7割の84点以下であれば、不合格とした。

③ 第1次選定（書類審査）の結果

様式 No.	項目	配点	平均点
様式3	申請団体概要	10	8.2
様式5-1	運営方針及び 運営計画	10	8.2
様式5-2	集客促進策	10	8.0
様式5-3	維持管理に係る方針 及び取組みの提案	10	7.2
様式6	自主事業計画	10	9.2
様式7-1	収支予算書	10	8.0

様式7-2	人員配置計画	10	8.2
様式7-3	職員研修計画	10	7.6
様式7-4	個人情報保護 及び情報公開	10	8.8
様式7-5	危機管理対策	10	7.2
様式4 様式8	総合評価	20	16.0
合計点		120	96.6

※平均点は96.6点であった。

④ 第1次選定（書類審査）の総得点

	第1次選定 (書類審査)	加 点	総得点
点 数	96.6	18	114.6

結果、申請団体は総得点114.6点であったため、合格第1次選定（書類審査）は合格とした。

(3) 第2次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次選定に合格した団体を対象として、第2次選定を実施した。第2次選定では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、5年間のビジョンについて 2 自主事業計画について 3 その他
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 社会教育等に関する方針について 3 学び館の管理運営について 4 収支について 5 人的課題について 6 総合的評価について

② 配点・合格最低点

- ・配点については、上記1から5までの各項目は15点、6については25点の合計100点満点とし、第2次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）を行った。
- ・合格最低点は委員5名の平均点が7割の70点以上であることとした。

③ 第2次選定の結果

項目 No.	項目	配点	平均
1	指定管理者指定申請の動機について	15	12.6
2	社会教育等に関する方針について	15	12.4
3	学び館の管理運営について	15	12.6
4	収支について	15	11.8
5	人的課題について	15	11.6
6	総合評価について	25	20.8
合計点		100	81.8

第2次選定の結果、申請団体は 81.8 点/100 点であった。合格最低点（100 点満点の7割の70点）以上の点数となった。

(4) 最終選定結果

第2次選定について、合格最低点以上であり、プレゼンテーション内容及びヒアリング内容からも、申請団体が今後も学び館の効果的・効率的な施設の管理運営を行うことができると考えられ、指定管理者として適当であると認められる。よって、申請団体である特定非営利活動法人笑顔を寝屋川市立学び館指定管理者候補者に選定した。

(5) 講評

寝屋川市立学び館指定管理者候補者を選定するために、寝屋川市立学び館指定管理者選定委員会を2回開催し、指定管理者候補者の選定に至った。

ついては、その経過並びに選定委員会における意見を下記のように提出する。

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定については、応募団体が1者であること、及び現在の指定管理者であることを踏まえつつ、学び館指定管理者として、改めて令和3年度から5年間を託せる団体であるかどうかを厳正に審査した。

まず、「指定管理者制度の導入及び運用指針」における加点減点制度に基づき、事務局からの提案を受け、加点（15%）を了承する中、第1次選定、第2次選定ともに、合格最低点を設け、審査を行った。

候補者については、学び館指定管理者として、平成28年度から5年間の実績を有しており、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を上回り、指定管理者としての資格を有する団体であると判断した。

具体的には、新規事業を含め、多くの自主事業を実施する中で利用者

の評価も高く、事業のバランスも良い。今後、さらなる地域目線の事業も期待できる。また、デジタル化は、どんどん加速していくので、情報発信・発信力を高めるためのデジタル対応職員研修が必要である。今後、5年先の職員の高齢化に伴い、若年層への継続性が求められる。

有能な若年層職員の確保のために、職員賃金の昇給も検討されたい。

しばらくは新型コロナ対応が急務だが、常に新しいことを考案され、次期も効果的かつ効率的な事業運営が期待できる。

上記のことから、特定非営利活動法人 笑顔は、指定管理者候補者として必要かつ十分な条件を満たしていると判断した。

報告第41号

今後の学校給食（温かい給食の拡充等）基本方針について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第42号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和2年度寝屋川市一般会計補正予算(第10号) (教育委員会関係分)

2 歳出

8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 教育委員会 総務費	609,355	△5,880	603,475	-	-	-	△5,880
2 教育指導費	1,920,533	104	1,920,637	-	-	-	104

節・説明		事業概要	千円
区分	金額 千円		
2 給料	△1,670	【教育環境の整備・充実】	
特別職給	△462	1 就学援助に要する経費 学務情報システム改修委託料	3,949
一般職給	△1,208		
3 職員手当等	△6,308	【人件費等】	
地域手当	△377	1 人件費等	△9,829
扶養手当	△1,741		
管理職手当	271		
通勤手当	62		
時間外勤務手当	1,629		
期末手当	△2,275		
勤勉手当	△3,426		
住居手当	454		
児童手当	△905		
4 共済費	△1,851		
共済組合負担金	△2,789		
健康保険負担金	294		
厚生年金負担金	556		
雇用保険料	36		
介護保険料	52		
12 委託料	3,949		
委託料	3,949		
3 職員手当等	100	【人件費等】	
通勤手当	100	1 人件費	104

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
3 総合教育研修センター費	67,568	△6,725	60,843	-	-	-	△6,725
計	3,011,166	△12,501	2,998,665	-	-	-	△12,501

節・説明		金額 千円	事業概要
区分	金額		
4 共済費		4	
災害補償基金負担金		△3	
介護保険料		7	
2 給料		△3,572	[人件費等]
一般職給		△3,572	1 人件費
3 職員手当等		△2,249	
地域手当		△429	
通勤手当		△319	
期末手当		△867	
勤勉手当		△634	
4 共済費		△904	
健康保険負担金		△292	
厚生年金負担金		△522	
雇用保険料		△36	
介護保険料		△54	
			△6,725

2項 小学校費

1 学校管理費	992,983	△2,881	990,102	-	-	-	△2,881
---------	---------	--------	---------	---	---	---	--------

2 給料		△304	[人件費等]
一般職給		△304	1 人件費等
3 職員手当等		△2,272	
地域手当		△36	
扶養手当		△38	
通勤手当		△205	
時間外勤務手当		△16	
			△2,881

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
4 学校給食費	823,172	△38,976	784,196	-	-	-	△38,976
計	2,282,226	△41,857	2,240,369	-	-	-	△41,857

節・説明		事業概要
区分	金額 千円	
期末手当	△1,022	1 人件費 △38,976
勤勉手当	△1,015	
児童手当	60	
4 共済費	△305	
共済組合負担金	△1	
健康保険負担金	△188	
厚生年金負担金	△181	
雇用保険料	△14	
介護保険料	79	
2 給料	△19,585	
一般職給	△19,585	
3 職員手当等	△13,028	
地域手当	△2,359	
扶養手当	△180	
通勤手当	△218	
時間外勤務手当	△334	
期末手当	△5,386	
勤勉手当	△4,663	
住居手当	112	
4 共済費	△6,363	
共済組合負担金	△4,938	
健康保険負担金	△520	
災害補償基金負担金	△1	
厚生年金負担金	△846	
雇用保険料	△13	
介護保険料	△45	

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 1,134,647	千円 △3,046	千円 1,131,601	千円 -	千円 -	千円 -	千円 △3,046
計	1,899,622	△3,046	1,896,576	-	-	-	△3,046

箇・説明		事業概要
区分	金額	
2 給料	千円 △537	1 人件費等 △3,046
一般職給	△537	
3 職員手当等	△2,049	
地域手当	△64	
扶養手当	6	
通勤手当	72	
時間外勤務手当	△23	
期末手当	△691	
勤勉手当	△1,521	
住居手当	112	
児童手当	60	
4 共済費	△460	
共済組合負担金	△460	

4項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	189,766	△24,866	164,900	-	-	-	△24,866
----------	---------	---------	---------	---	---	---	---------

2 給料	△12,581	1 人件費等 △24,866
一般職給	△12,581	
3 職員手当等	△8,187	
地域手当	△1,579	
扶養手当	△63	
管理職手当	△516	
通勤手当	△173	
時間外勤務手当	6	
期末手当	△3,105	
勤勉手当	△2,875	
住居手当	△117	

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	885,539	△24,866	860,673	-	-	-	△24,866

節・説明		事業概要
区分	金額 千円	
児童手当	235	千円
4 共済費	△4,098	
共済組合負担金	△4,098	

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	470,148	△18,348	451,800	-	-	-	△18,348
3 図書館費	1,285,135	9,456	1,294,591	-	-	-	9,456

2 給料	△6,952	[人件費等] 1 人件費等 1 人件費	△18,348
一般職給	△6,952		
3 職員手当等	△8,778		
地域手当	△998		
扶養手当	△422		
管理職手当	△939		
通勤手当	70		
時間外勤務手当	478		
期末手当	△3,263		
勤勉手当	△3,447		
住居手当	△317		
児童手当	60		
4 共済費	△2,618		
共済組合負担金	△2,627		
健康保険負担金	△6		
厚生年金負担金	△4		
雇用保険料	21		
介護保険料	△2		
2 給料	6,316	[人件費等] 1 人件費	9,456
一般職給	6,316		
3 職員手当等	1,966		

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
4 青少年教育費	95,685	5	95,690	-	-	-	5
5 留守家庭児童会費	630,689	△35,855	594,834	-	-	-	△35,855

節・説明		事業概要
区分	金額 千円	
地域手当	631	
扶養手当	579	
管理職手当	360	
通勤手当	23	
時間外勤務手当	1,567	
期末手当	△1,336	
勤勉手当	142	
4 共済費	1,174	
共済組合負担金	1,465	
健康保険負担金	△133	
厚生年金負担金	△152	
雇用保険料	29	
介護保険料	△35	
2 給料	△4	(人件費等)
一般職給	△4	1 人件費
3 職員手当等	△64	
地域手当	△3	
通勤手当	27	
期末手当	△40	
勤勉手当	△48	
4 共済費	73	
健康保険負担金	38	
厚生年金負担金	107	
雇用保険料	△1	
介護保険料	△71	
2 給料	△12,160	(人件費等)
一般職給	△12,160	1 人件費
		△35,855

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			一般財源 千円
				特 定 財 源			
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
6 エスポール費	64,684	1,452	66,136	-	-	-	1,452
計	2,611,809	△43,290	2,568,519	-	-	-	△43,290

6項 社会体育費

1 社会体育総務費	82,524	△1,525	80,999	-	-	-	△1,525
-----------	--------	--------	--------	---	---	---	--------

節・説明		事 業 概 要
区 分	金 額 千円	
3 職員手当等	△10,245	
地域手当	△1,472	
通勤手当	155	
時間外勤務手当	118	
期末手当	△4,734	
勤勉手当	△4,312	
4 共済費	△13,450	
健康保険負担金	△5,420	
災害補償基金負担金	△1	
厚生年金負担金	△6,967	
雇用保険料	△131	
介護保険料	△931	
12 委託料	1,452	(生涯学習の充実)
委託料	1,452	1 学習活動のための環境づくりに要する経費 周辺家屋等補償算定委託料

2 給料	△131	(人件費等)
一般職給	△131	1 人件費等
3 職員手当等	△1,349	
地域手当	△25	
扶養手当	△80	
通勤手当	△11	
時間外勤務手当	△729	
期末手当	△149	

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	158,225	△1,525	156,700	-	-	-	△1,525

節・説明		事業概要
区分	金額 千円	
勤労手当	△61	
住居手当	△224	
児童手当	△70	
4 共済費	△45	
共済組合負担金	△40	
健康保険負担金	△5	
厚生年金負担金	1	
介護保険料	△1	

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
市立小中学校給食提供方式に係る経費 (委託料)	令和2年度 ～令和3年度	77,104 千円

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和2年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 図書館資料自動貸出・返却機等 |
| 2 | 財産の概要 | (1) 図書館資料自動貸出機 10台
(2) 図書館資料自動返却機 3台
(3) 図書館出入口等ICゲート 12台
(4) 図書館等カウンター用ICリーダライタ 12台 |
| 3 | 取得目的 | ICタグの貼付による図書館資料の自動貸出・返却処理
その他の管理を行うため |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 取得価格 | 金108,350,000円
(内消費税及び地方消費税の額9,850,000円) |
| 6 | 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 | 取得の相手方 | 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号
富士通Japan株式会社
コンストラクション事業本部
ICTビジネス統括部関西ビジネス部
部長 小西和幸 |

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立学び館)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立学び館
- 2 団体の名称 特定非営利活動法人笑顔
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市立地域交流センター)

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 月 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市立地域交流センター
- 2 団体の名称 株式会社アステム
- 3 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

議案第34号

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント
手続の実施について

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続を
実施するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した社会教育の推進を図るため、
中長期的な社会教育施策の推進等を体系化した社会教育推進計画を策定するに
当たり、本計画（素案）についてパブリック・コメント手続を実施するため。

議案第35号

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実施について

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続を実施するため、教育委員会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、策定した「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」を公表し、パブリック・コメント手続を実施するため。

別冊

〔報告第41号 今後の学校給食(温かい給食の拡充等)
基本方針について〕

今後の学校給食（温かい給食の拡充等）

基本方針

令和2年11月

寝屋川市教育委員会

— 目 次 —

I. 経過及び今後の方向性

1. これまでの経過及び趣旨	・・・・・・・・・・	1ページ
2. 中学校給食における残渣	・・・・・・・・・・	1～2ページ
表1：令和1年度と平成30年度を平均残渣率の比較		
3. 小学校給食調理業務委託における変遷	・・・・・・・・・・	2ページ
4. 中学校給食の給食提供方式について	・・・・・・・・・・	2～5ページ
①自校調理方式	・・・・・・・・	3ページ
②親子調理方式	・・・・・・・・	3～4ページ
③給食センター方式	・・・・・・・・	4ページ
④デリバリー方式	・・・・・・・・	4～5ページ

II. 親子給食方式について

1. 給食方式の比較検討について	・・・・・・・・・・	5ページ
表2：給食方式のコスト等比較		
2. 小学校と中学校の総合的な給食方式について	・・・・・・・・	6ページ

別表 今後の給食提供方式ごとのコスト比較（短期・中期）

I. 経過及び今後の方向性

1. これまでの経過及び趣旨

本市の中学校においては、平成25年1月より民間調理場を活用したお弁当箱によるデリバリー方式で給食の提供を開始し、令和2年12月現在で約8年が経過しております。

給食導入後もおいしい給食の提供にむけ日々改善・工夫に取り組む中、よりおいしい給食の提供を目指して、令和元年11月より主菜を食缶で提供する温かい給食を導入しました。

温かい給食については、その評価は高く「温かくなっておいしくなった」との意見を多々いただいております。また、あわせて「温かい給食の提供回数を増やしてほしい」との意見も多数いただいております。

それらの意見も踏まえるとともに、令和4年度で現行の中学校給食調理業務委託の契約が満了することから、今後更なるおいしい給食の提供を目指して、温かい給食の提供回数を増やす手法、給食の提供方式を含めた今後の方向性について検討し、取りまとめることとしました。

2. 中学校給食における残渣

中学校給食における残渣率については、令和元年度全中学校の平均値27.9%となっており、決して低い数値でないことは認識しております。

その要因としては、一定の栄養バランスを保ち必要な量を提供するため、野菜をメインとした多種多様な副食の献立となることから、生徒の野菜嫌いなどにより副食の残渣が多く残ること、また男女や個々の体格差などによる食べる量の違いなどが考えられますが、やはり大きな要因としては、小学校給食と異なりお弁当箱型式での提供であること、また、依然として週3回は温かくない給食となっていることであると考えます。このことについては、令和元年11月の温かい給食提供開始後、約3か月の短期間における前年度比の残渣率が、温かくない給食の日を含め全体で減少していることから明らかであります。

今後残渣を減らすための方策としては、食缶による温かい給食の提供回数を増やすことと、お弁当箱ではなく個々の食べる量に合わせて、食缶より取り分けて、食器で提供することが最良の方策であると考えます。

表1：令和1年度と平成30年度の平均残渣率の比較

	4～10月平均	11月	12月	1月	11～1月平均
令和1年度	29.0	28.3	24.6	24.7	25.9
平成30年度	26.6	29.7	29.7	32.8	30.8

※ 残渣率については、温かくない給食の提供日を含む週5日の数値

3. 小学校給食調理業務委託における変遷

本市の小学校給食においては、安全・安心な給食を提供しながら、より効率的な給食運営に向けた取組として、平成21年度から3か年計画で6校、平成26年度から2か年計画で6校、平成30年度から5か年計画で6校の予定で、現在、既に計15校の給食調理業務を民間事業者へ委託してきました。

委託事業者においては、衛生基準を遵守する中、安心して安全な学校給食の提供を問題なく履行するとともに、事業者独自の様々な工夫や児童とコミュニケーションを図り、委託先の学校関係者や児童から高い信頼、評価を得ております。

4. 中学校給食の給食提供方式について

中学校給食調理業務委託においては、令和4年度で現在の契約期間が満了となることから、現行のデリバリー方式を含めた給食提供方式について、再度、本市の実情に照らした利点や問題点、課題等内容を整理します。

① 自校調理方式（単独校調理場方式）

新たに各中学校に給食調理場を整備し、自校の調理場で調理した給食を提供する方式

<課題等>

現在、市内中学校に調理場はなく、調理場を新たに建設することとなります。市内中学校の大半が敷地の余剰がなく、また物資の導線や生徒の導線、動力などライフラインの整備等を考慮すると、現有敷地内に設置することは難しい状況にあります。

また、校舎棟などの建替えの際に、校舎棟内に調理室を設置することも可能ではありますが、設置までかなりの期間が必要となります。

更に、小学校と合わせて全中学校分の調理場を将来的に保有することになり、今後の児童生徒数の推移や将来的な財政負担の観点から非効率的であると思われます。

② 親子調理方式（単独調理場方式）

市内小学校（親校）給食調理場を整備し、調理した給食を近隣の中学校（子校）に配送する方式

<課題等>

既存の調理場を活用することにより、現在までの児童数減少に伴い、余裕・余剰の出たきた小学校の給食調理室を活用した効率的な方法であると言えますが、人口増加期における給食と現在の給食においては、多種多様な献立メニューによる調理内容の違いや衛生管理基準の違い、またアレルギーの内容の多様化やその数の増加など諸条件が激変しており、ピーク時における調理食数と現在の調理食数の差が一概に余裕・余剰分とは言えないものであります。

ただし、余裕や余剰分が全くないということではなく、既存の調理場のうち地域性や実情に合わせて、出来る限り調理場の整備費用を抑えた学校の組合せを設定することにより、初期費用及び運営費用とも自校方式と比べて抑制することは可能となります。また、配送に伴う敷地の用途地域の問題があ

りますが、他市において先行事例があり、関係機関と調整することにより実施は可能であります。

今後、小学校給食調理場を保有し続けるにあたり、築後 50 年をむかえる調理場については建替え等の整備費は必要となります。この整備内容については、個々での建て替え整備とするか複数校へ配送する拠点集約型調理場とするか検討が必要であると考えます。

③ 給食センター方式（共同調理場方式）

新たに給食センターを整備し、センターで調理した給食を各中学校に配送する方式

<課題等>

今後、将来的な児童生徒数の減少や社会的な人口不足の影響による調理員等の人員不足などに対応でき、施設を極力集約することから、ランニングコストについては他の方式より安価に抑えられます。

しかしながら、まとまった用地（用途地域が工業、準工業）の確保に要する期間、購入から建設までに数年の期間が必要であります。現時点においては、市内において適切な用地を確保することは困難な状況であり、あわせて用地の購入に係る費用もかなりの規模になることが想定されます。

④ デリバリー（食缶）方式（民間調理場方式）

民間業者が自社の調理場で調理した給食を食缶に配缶し、各中学校に配送する方式

<課題等>

現行の週 2 回の食缶による提供を週 5 回とした場合、現在の委託業者においては、他の市町村や病院等への配食業務との兼合いにより、施設整備や人員体制の変更等委託料の一層増加が考えられます。

これらランニングコストの増加を抑制し、週 5 日温かい給食を提供するためには、中学校の配膳室にスチームコンベクションオーブンを設置し、昨年度導入した主菜の食缶を温めるといった方法があります。

現行の温かい給食においては、時間の経過による温度差で食材に水分が多量に付着することや食缶内で危険温度帯の保温状態となることなどから、献

立として扱えなかった固体物（唐揚げ等のフライ物、ハンバーグ等）も温かい給食として提供できます。また、イニシャルコストについては、備品購入とともに、中学校の配膳室のライフラインの整備が必要であります。この場合小学校給食調理場を保有し続けるにあたり、築後 50 年をむかえる調理場については建替え等の整備費は必要となります。この整備内容については、個々での建て替え整備とするか複数校へ配送する拠点集約型調理場とするか検討が必要であると考えます。

Ⅱ. 親子給食方式について

1. 給食方式の比較検討について

本市の中学校給食における給食方式については、今後老朽化が進み建替え等の対策を講じなければならない小学校給食調理場とあわせて、総合的に考えることが重要であると考えます。

このことと、前記 4 ①から④までの検証内容を考慮し、各方式の比較検討を行い、スケジュール（案）とあわせて別表 1 にまとめました。

次に、別表に従い整備コスト、運用コスト、資産活用、人員調整の 4 項目についての評価を下記に記します。

表 2：給食方式のコスト等比較

	① 自校調理方式	②親子調理方式		③給食センター方式	④デリバリー（食缶）方式
		1	2		
整備コスト	▲	○	△	×	◎
運用コスト	○	▲	△	◎	×
資産活用	▲	○	◎	×	△
人員調整	◎	◎	◎	×	◎

※②親子調理方式の 1 については、小学校 10 校の整備期間に数年の期間を要する対して 2 については、整備期間は設計を含めて約 2 年で完了する。

※人員調整については、調理員数の動向による委託化により対応は可能

※評価の順序：◎→○→△→▲→×

2. 小学校と中学校の総合的な給食方式について

各方式の検証を踏まえ本市における給食方式については、既設の小学校給食調理場の余力等を活用し、小学校1校から中学校1校及び複数の中学校へ食缶で配送する拡大親子給食方式とし、中学校給食については、毎日温かい給食の提供を行えるようにしてまいります。

将来を見据えた次のステップとして、今後10年間で築後50年を経過する7校の小学校給食調理場の整備について、用地の確保ができ次第、拠点集約型方式に移行することを目指します。拠点集約型調理場の規模については給食調理員数、児童生徒数などの予測を十分考慮し過剰投資とならないよう決定します。また、整備時期については基本設計、実施設計から建設工事まで約4年かかることが想定されます。

これら一連の整備により、将来的に拠点集約型調理場の利活用をする方式を本市独自の「ハイブリッド方式」としますが、用地の確保ができない場合には、今回予定している拡大親子方式で整備した調理場を活用しながら個別に7校の建替整備を行う検討も必要となってきます。このことから、引き続き、小学校給食調理場の状況、給食調理員数の動向、児童生徒数の推移など諸条件を勘案した上で、学校給食の方向性や在り方を不断に検討してまいります。

別表 今後の給食提供方式ごとのコスト比較（短期・中期）

短期					
	給食導入プラン	内容	導入費用（千円）	ランニング	
①	自校調理方式 (中学校自校調理施設整備)	中学校11校整備	2,450,000	小 475,000	725,000
				中 250,000	
②-1	親子調理方式	小学校10校整備 対象校(成美・啓明・三井・木屋・木田・神田・盛瀬・田井・桜・点野小)	1,655,000	小 475,000	775,000
				中 300,000	
②-2	拡大親子調理方式	小学校6校整備 対象校(成美・啓明・三井・田井・桜・点野小) 拠点集約型調理場を建築 対象校(楠根小)	2,363,000	小 432,000	772,000
				中 340,000	
④	デリバリー(食缶)方式	スチームコンベクションオーブン導入	453,000	小 475,000	853,000
				中 378,000	

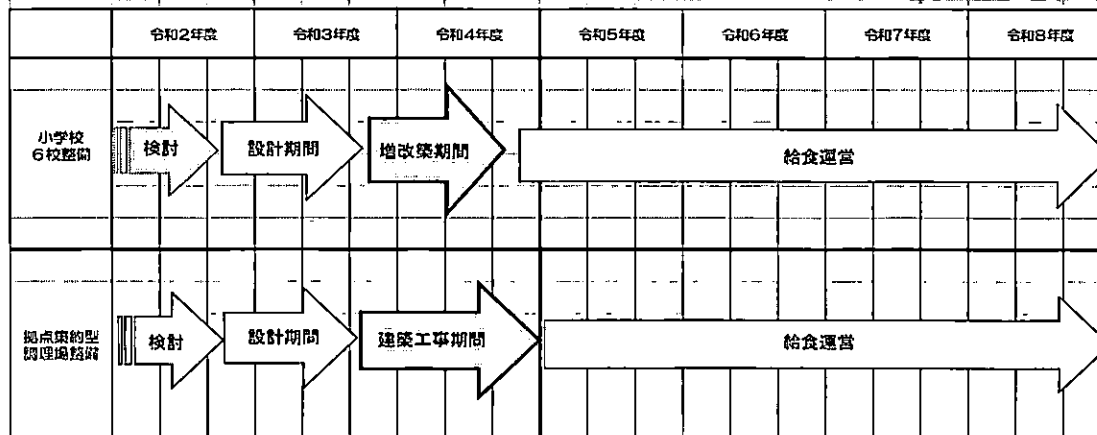
中期：今後10年を見据えて			
	給食導入プラン	内容	導入費用（千円）
集約	現校以外の既存校7校を集約整備	拠点集約型調理場を建築 対象校(東・西・南・北・第五・和光・国松小) ※土地代含まず	1,616,000
個別	現校以外の既存校7校を個別整備	小学校7校を建設 対象校(東・西・南・北・第五・和光・国松小) 1棟見込額 1億7千万円～3億1千万円	1,756,000

イニシャル合計	
①	集 4,066,000 個 4,206,000
②-1	集 3,271,000 個 3,411,000
②-2	集 3,979,000 個 4,119,000
④	集 2,069,000 個 2,209,000

③	給食センター方式 小中学校全校対応の 給食センター2棟建築	小中学校 16,000食分 8,000食対応2棟建築 1棟2,145,000千円 ※土地代含まず	4,290,000	699,000
---	-------------------------------------	--	-----------	---------

③	4,290,000
---	-----------

②-2：小中学校給食方式導入スケジュール（案）



※令和4年度末で、現行の小中学校給食調理業務委託期間が満了。

別冊

〔議案第 34 号 「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」
に対するパブリック・コメント手続の実施について〕

**寝屋川市社会教育推進計画（素案）について、みなさんの意見を募集します
ーパブリック・コメント手続ー**

1 寝屋川市社会教育推進計画（素案）とは？

今後の社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るために「寝屋川市社会教育推進計画」を策定します。

※ 資料は、社会教育課、市民情報コーナー、市立中央図書館臨時図書室・東・駅前図書館、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。（配布しています。）

2 意見の提出方法

ア 意見を提出できる人

- ①寝屋川市内に住んでいる人
- ②寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ③寝屋川市内の学校に通学している人
- ④寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- ⑤寝屋川市税の納税義務を持つ人
- ⑥この案件に利害関係を持つ人

イ 意見の募集期間

令和2年12月1日（火）～ 令和3年1月9日（土）

ウ 提出方法

下の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。

様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

※ 提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※ 政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※ 電話など口頭による意見の受付は行いません。

エ 提出先・問合せ先

寝屋川市教育委員会事務局 社会教育部社会教育課（市役所東館1階）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181 内線 3052 FAX 072-813-0087

e-mail: syakyou@city.neyagawa.osaka.jp

オ 提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらましと、意見に対する考え方を公表します。

「寝屋川市社会教育推進計画（素案）」に対する意見

氏名： 住所： 連絡先：（電話番号又はメールアドレス等）

- ※①提出された意見は、原則として公表します。
- ※②個々の意見に対して、直接回答はしません。

(意見)

寝屋川市教育委員会事務局 社会教育部社会教育課 (市役所東館 1 階)
〒572-8555 寝屋川市本町 1 番 1 号
TEL 072-824-1181 内線 3052 FAX 072-813-0087
e-mail:syakyou@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市社会教育推進計画

基本理念
『人とのつながりを育む
学びのための環境づくり』

この計画について

■ 計画策定の趣旨

- ・寝屋川市では、社会教育によって市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学べる環境の充実を図り、市民一人一人が地域コミュニティづくりへの意識やくらしの質を高め、地域で生き生きと楽しく暮らしていくことを目指します。
- ・この計画は、そのための社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るためのものです。

■ 計画の位置づけ・期間

- ・上位計画：「第六次寝屋川市総合計画（令和3年3月策定）」
- ・計画期間：令和3年度から令和9年度までの7年とします。

計画理念と施策体系

■ 計画理念

- ・「人とのつながりを育む 学びのための環境づくり」を基本理念に、市民が学んだ成果を地域に還元し、地域コミュニティの活性化を推進します。
- ・行政、社会教育関係団体、地域との連携・協働による地域コミュニティの形成を軸として、4つの柱で市民の心を豊かにする取組を展開します。

■ 施策体系

- 「あらたな地域コミュニティの環境づくり」「生涯学習活動による学びのための環境づくり」「文化に愛着をもたらす環境づくり」「心身を育むための環境づくり」の4つの柱で取組を推進します。

～『人とのつながりを育む 学びのための環境づくり』に向けた4つの柱の今後の取組の方向～

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり

1 地域教育の活性化

①【地域ネットワークづくり】

- PTA等の関係団体の活性化と効果的な情報発信の提供
- 地域人材確保及び活動活性化策の検討
- 地域教育協議会専業と学校支援本部事業の事業統合の推進
- 地域協働協議会との連携を視野に入れた地域ネットワークの構築

②【子どもを育てる地域づくり】

- 地域・学校・家庭が連携した、子どもの安全・安心な環境整備
- 放課後の安全・安心な子どもの居場所の確保

③【家庭教育力づくり】

- 市民ニーズに応じた家庭教育に関する学習機会の提供
- 家庭教育支援連絡会の更なる機能向上
- 家庭教育サポーターの更なる資質の向上と支援体制の強化
- 家庭教育サポートチーム派遣事業の充実と家庭教育力向上事業への参加促進及び連携強化の推進

2 青少年の健全育成

①【青少年リーダーづくり】

- 青少年向け事業の周知活動の充実
- 青少年センター機能の構築
- 青少年の居場所のスタッフの人材育成、運営体制の充実
- 青少年リーダーズ組織全体のスキルアップ

②【青少年健全育成団体との体制づくり】

- 青少年指導員の組織力の強化と自主事業等の充実
- 青少年健全育成団体との連携や支援の検討
- 地域協働協議会と地域教育協議会の連携協力体制による事業展開の推進

(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり

1 学習活動の充実

①【学習活動のための環境づくり】

- ホームページの充実、市公式アプリ等様々なメディアを活用した施設の周知と利用促進の検討
- 利用者ニーズを踏まえた学習活動の場の提供
- 施設の老朽化対策の推進
- 新たな生涯学習施設の再構築について検討

②【学習機会を充実する体制づくり】

- 日本語よみかき学級指導者のスキルアップの向上
- ホームページの充実、SNSの活用推進
- 企業や大学と連携した情報提供や学習機会の構築
- 新たな「まちのせんせい」の人材発掘と活用方策の検討

2 読書環境の充実

①【読書活動のための環境づくり】

- 総合図書館機能を持った図書館の開設
- 施設・設備の老朽化対策の推進
- 配送サービス事業の充実等、質の高い図書館サービスの提供
- ICTを活用した図書館機能の充実

②【読書活動の推進】

- 普及イベントによる読書活動の推進
- 蔵書の充実、電子図書等の導入推進
- 歴史的資料・郷土行政資料の収集・管理するシステムや人的体制の整備
- 拡大読書器・大型活字本・外国語資料等の提供

③【子ども読書活動の推進】

- 団体貸出・移動図書館の巡回派遣の拡充
- こども専用図書館の整備の検討
- 「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定と取組の推進

(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり

1 文化振興の推進

①【文化振興のための環境づくり】

- アルカスホール、市民ギャラリーの拠点としての有効活用
- 文化振興に関するポータルサイト等作成による情報発信の一元化と情報共有
- 文化団体や個人文化芸術活動の促進を図るための多様な発表の場の提供

②【文化振興の機会を充実する体制づくり】

- 新規参加者の獲得を目指した文化振興事業の推進
- 「文化芸術月間」の定着を図り、多種多様な文化芸術に触れる機会の提供
- 文化の底上げを図るための、指導者の技術力向上の取組の推進
- 文化芸術活動団体を担う後継者として、若年層の活動の参加を促す仕組みづくり

2 文化財の保護・継承と活用

【文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり】

- 埋蔵文化財資料館の周知並びに新たな文化財の収蔵施設の確保の検討
- 国史跡高宮寺跡保存活用計画の策定と市民が文化財に触れる機会を提供
- 寝屋川市の魅力を発信するためのルートマップの更新
- 生活文化、伝統文化、文化的景観などの地域文化資源の活用機会の充実

(4) 心身を育むための環境づくり

1 スポーツ活動の充実

①【生涯スポーツの推進】

- 指導協力体制の充実
- 介護予防や健康づくりのための新たなスポーツの検討
- 市民ニーズにあったスポーツ事業の企画や運営方法の検討
- 野外活動センターにおけるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- スポーツリーダーバンク制度の周知及び利用者とのマッチングの方策の検討

②【競技スポーツの振興】

- 選手の競技力向上に向け、高いスポーツ技術に触れられる機会や大学等の専門家から継続的に指導を受けられる仕組みの検討
- 競技力向上を目的とした種目別講習会の充実
- 障害者スポーツの支援方策の検討

2 スポーツ活動のための環境づくり

①【施設の整備・充実】

- 利用者ニーズにあったスポーツ施設の運営
- スポーツ事故を防止するための知識や理念の普及啓発の推進
- 学校開放施設の適正な利用促進や夜間照明設備のLED化を検討
- 大学、民間事業者が所有する体育施設の市民利用に向けた検討

②【スポーツ団体との体制づくり】

- 各種スポーツ団体、医療機関、学校、大学、民間企業等との連携強化
- スポーツ団体等との情報の共有・意見交換が図れるような環境づくり
- 新たなスポーツ団体の加入促進及び各種スポーツ団体における後継者育成の取組の推進

寝屋川市社会教育推進計画(素案)

令和3～9年度
(2021～2027)

寝屋川市教育委員会

目次

I 計画について

- (1) 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置づけ・期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 計画理念と施策体系

- (1) 計画理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

III 寝屋川市の社会教育推進施策

- (1) あらたな地域コミュニティの環境づくり・・・・・・・・ 4
- (2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり・・・・ 10
- (3) 文化に愛着をもたらす環境づくり・・・・・・・・・・ 16
- (4) 心身を育むための環境づくり・・・・・・・・・・・・ 20

■ 資料編

- (1) 社会教育施設の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (3) 社会教育委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (4) 社会教育推進計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (5) 社会教育委員関係団体の現状と課題・・・・・・・・・・ 35

Ⅰ 計画について

(1) 計画策定の趣旨

寝屋川市では、「寝屋川市みんなのまち基本条例」⁽¹⁾の市民がまちづくりの主役であるという基本理念に基づき、本市に住みたい、住み続けたいと感じてもらえる「選ばれるまちづくり」を強力に推進していくため、まちづくり及び市政運営の指針となる「第六次寝屋川市総合計画」を策定しています。

社会教育の分野におきましても、平成 27 年度に「寝屋川市社会教育推進計画」を策定し、学習機会の提供、家庭教育の推進、地域の人材育成、学校と地域、関係団体との連携・協働を推進する体制づくりなど、生涯学習社会の実現を目指した社会教育施策を推進してきました。

しかし近年、全国的に社会問題となっている人口減少や少子高齢化の進行によるライフスタイルの変容、それに伴う個人の価値観の多様化、また、急速な勢いで進展する情報化社会等により、社会教育施策の在り方も大きく変わりつつあります。

このような状況を踏まえ、多様化する市民のニーズに応じた、市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも学べる環境や情報提供の充実を図り、市民一人一人が地域コミュニティづくりへの意識やくらしの質を高め、地域で生き生きと楽しく暮らしていくことを目指すため、市民が社会教育に求めているものは何かについて課題を整理し、新たな社会教育の在り方を創造していかなければなりません。

この計画は、以上のような経過を踏まえ、今後の社会教育施策の方向性を示し、具体的な進捗を図るために策定しました。

(2) 計画の位置付け・期間

この計画は、本市の全ての行政運営の指針である「第六次寝屋川市総合計画（令和 3 年 3 月策定）」を上位計画とします。「第六次寝屋川市総合計画」は、初年度を令和 3 年度（2021 年度）、目標年度を令和 9 年度（2027 年度）とし、計画期間を 7 年としていることから、この計画期間も令和 3 年度から令和 9 年度までの 7 年とします。

II 計画理念と施策体系

(1) 計画理念

社会教育とは、社会教育法⁽²⁾（第二条）において、「学校教育法⁽³⁾又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」と定義されています。

生涯学習とは、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられ、学校や場を選ばず全ての学習及び教育を対象としており、学校教育や社会教育といった区別が無いものです。

そのような中で、社会教育が取り組むべきことは、市民が生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学ぶことができる社会を実現するための環境を整備し、また、市民が学習によって得た成果をいかし、地域コミュニティの抱える課題を克服するための人材育成や人とのつながりを育む施策を実施することです。

社会教育によって育まれた人材が地域協働推進の原動力となり、活力あふれる地域社会実現に貢献することが望まれます。

寝屋川市は、人とのつながりを育み、生涯にわたって自分らしく生きがいを持って、心豊かに生活ができるよう、また、市民が学んだ成果を地域に還元し、地域コミュニティの活性化を推進することが社会教育の未来像であると考え、『人とのつながりを育む 学びのための環境づくり』を基本理念に「あらたな地域コミュニティの環境づくり」「生涯学習活動による学びのための環境づくり」「文化に愛着をもたらす環境づくり」「心身を育むための環境づくり」を4つの柱とし、行政、社会教育関係団体、地域との連携・協働による地域コミュニティの形成を軸として、未来を見据え、市民の心を豊かにする取組を展開していきます。

「基本理念」

人とのつながりを育む

学びのための環境づくり

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり

- 1 地域教育の活性化
 - ① 地域ネットワークづくり
 - ② 子どもを育てる地域づくり
 - ③ 家庭教育力づくり
- 2 青少年の健全育成
 - ① 青少年リーダーづくり
 - ② 青少年健全育成団体との体制づくり

(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり

- 1 学習活動の充実
 - ① 学習活動のための環境づくり
 - ② 学習機会を充実する体制づくり
- 2 読書環境の充実
 - ① 読書活動のための環境づくり
 - ② 読書活動の推進
 - ③ 子ども読書活動の推進

(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり

- 1 文化振興の推進
 - ① 文化振興のための環境づくり
 - ② 文化振興の機会を充実する体制づくり
- 2 文化財の保護・継承と活用
 - ① 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり

(4) 心身を育むための環境づくり

- 1 スポーツ活動の充実
 - ① 生涯スポーツの推進
 - ② 競技スポーツの振興
- 2 スポーツ活動のための環境づくり
 - ① 施設の整備・充実
 - ② スポーツ団体との体制づくり

Ⅲ 寝屋川市の社会教育推進施策

(1) あらたな地域コミュニティの環境づくり

1 地域教育の活性化	① 地域ネットワークづくり ② 子どもを育てる地域づくり ③ 家庭教育力づくり
2 青少年の健全育成	① 青少年リーダーづくり ② 青少年健全育成団体との体制づくり

1 地域教育の活性化

① 地域ネットワークづくり

<現状>

人口減少・少子高齢化に伴い、地域における人間関係の希薄化が懸念されている中、学校・家庭・地域が連携し、地域の活性化を図ると共に、子どもの健全育成に向けた体験活動等の取り組みを促進し、豊かな人間性を育むことを目的に大阪府教育委員会と連携し、国の補助事業を活用して中学校区ごとに平成 12 年度に地域教育協議会⁽⁴⁾を立ち上げました。

この地域教育協議会を核として地域・学校・家庭の協働による学校の支援、青少年の健全育成、地域コミュニティ活動などに取り組んでいます。

また、平成 23 年度から市内全中学校区の地域教育協議会の代表が参画する「寝屋川市地域教育協議会」⁽⁵⁾を設立し、各中学校区単位での取組の情報提供や交流を図り、地域教育コミュニティ活動の充実を図っています。

さらに、平成 27 年度からは、市内全小学校区で「地域協働協議会」⁽⁶⁾が設立され、地域活動を進める上で、自治会、PTA、青少年指導員会⁽⁷⁾などの団体が中心となり、特色ある取組を進め、より強固な地域ネットワークの構築を目指しています。

<課題>

- ◇ PTA、青少年指導員会などの地域団体の活性化
- ◇ 地域を支える人材の発掘・養成
- ◇ 地域教育協議会事業と学校支援地域本部事業⁽⁷⁾の整理
- ◇ 地域ネットワーク構築への支援

<方向性>

- ☆ PTA、青少年指導員会などの地域団体が行う、様々な活動への参加者数の増加に向けた効果的な情報発信等に取り組めます。
- ☆ 人口減少社会における地域員人材確保及び活動活性化策を検討します。
- ☆ 地域教育協議会事業と学校支援本部事業⁽⁸⁾の事業統合を進めます。
- ☆ 地域協働協議会へ移行可能な事務事業を検討し、地域教育コミュニティ組織として実施すべき事業を推進します。

1 地域教育の活性化

② 子どもを育てる地域づくり

<現状>

子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、全小学校区で結成されている「子どもの安全見守り隊」⁽⁹⁾による登下校時の見守り活動や地域パトロールカーによる巡回パトロールなどを実施し、また、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれそうになった時に、子どもたちが助けを求めることのできる家庭や民間企業等に「子ども 110 番」の旗を掲げてもらうなど、子どもにとっての安心・安全な地域づくりを推進しています。

子どもの生活環境は、保護者の就労、ひとり親家庭の増加など多様化しています。本市としては放課後児童対策として、平成 27 年度より放課後子ども総合プラン⁽¹⁰⁾の施行に伴い、市の実情に応じて、留守家庭児童会⁽¹¹⁾及び放課後子供教室⁽¹²⁾の事業を効率的に実施し、子どもが伸び伸びと育つ安心で安全な環境整備を図っています。留守家庭児童会については、平成 30 年度から土曜開所を実施、令和 2 年度から長期休業期間中の児童の受入れ開始時間を早める施策を実施しています。

また、自治会、PTA、青少年指導員会などの団体が主体的に各種イベント等の開催、あいさつ運動や清掃活動、校区パトロール活動を実施するとともに、地域住民に対する子育て講演会も開催しています。

<課題>

- ◇ 子どもを守る安全・安心な環境整備
- ◇ 子どもの健全育成を図るサポート体制の支援

<方向性>

- ☆ 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちにとって、安全・安心な環境整備を推進します。
- ☆ 放課後の安全・安心な子供の居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を地域とともに推進します。

1 地域教育の活性化

③ 家庭教育力づくり

<現状>

核家族化や地域から孤立しがちな家庭が増え、その結果、身近に子育てを学ぶ機会が減り、子どもとの関わり等に不安や悩みを抱える家庭が増加しています。そのような中、子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や、交流・仲間づくりを目的にした、家庭教育学級事業を行っています。

家庭教育力を向上させるため、子どもに関わる全ての大人たちが、学校・家庭・地域における子育ての充実と社会全体の支援のあり方や子どもたちの健やかな成長を願う機会として、家庭教育推進の取り組み報告や有識者による講演会を開催し、子育てに関する情報提供を行っています。

また、子育てに不安や悩みを抱える家庭や孤立しがちな家庭において、家庭教育サポーター⁽¹³⁾を派遣し、小学校と連携した家庭訪問や相談活動を実施することにより、子ども・保護者・学校との良好な関係を築き、家庭環境の健全化、ひいては青少年の健全育成につながる取組を目指しています。そのため、地域で家庭教育を支援する人材の育成、確保に努めています。

<課題>

- ◇ 子どもの年齢や状況に応じた親への学習機会の提供
- ◇ 家庭教育支援者の発掘・養成及び資質向上
- ◇ 孤立化する家庭への支援体制の構築

<方向性>

- ☆ 市民ニーズに応じた家庭教育に関する各講座や研修会等の内容を検討します。
- ☆ 家庭教育支援連絡会⁽¹⁴⁾の更なる機能向上を図り、家庭の支援に努めます。
- ☆ 家庭教育サポーターへの研修や意見交流の場の機会を充実させ、更なる資質の向上を図ります。
- ☆ 家庭教育サポーターが家庭訪問や相談活動をする中で、家庭教育に関して専門的な知識を要する専門家に相談できる支援体制を強化します。
- ☆ 家庭教育サポートチーム派遣事業の充実を図り、家庭教育力向上事業への地域団体等の参画促進及び連携強化を進めます。

2 青少年の健全育成

① 青少年リーダーづくり

<現状>

スマートフォン等の普及に代表されるICTが社会に急激に浸透する中、青少年が直接コミュニケーションを図る機会が激減し、人と人とのつながりの希薄化が指摘されています。青少年を取り巻く環境も年々変化していることから、本市においては次代を担う青少年の健全育成事業として、青少年リーダーを養成するために、小学生・中高生・ユースと年齢ごとにプログラムを展開し、さらに異年齢交流を進める中で「人の輪・青少年のネットワーク」が生まれることを目的に市内及び近隣の大学や高校と連携し、「青年祭」⁽¹⁵⁾を開催しています。また、平成24年度から池の里市民交流センター内に青少年の居場所「スマイル」⁽¹⁶⁾、平成28年度からこどもセンター内に青少年の居場所「ハピネス」⁽¹⁶⁾を開設し、コミュニケーションを図る場として拠点整備を進めています。他にも、青少年が自ら創造する成人式にも実行委員として参画しています。

青少年が養成事業・交流事業・居場所づくり事業に参画することで、コミュニティの醸成が図られつつあり、今後は青少年リーダーの組織化を果たし、地域コミュニティの担い手になることを目指します。

<課題>

- ◇ 地域活性化に不可欠な人材となる青少年の健全育成
- ◇ 青少年活動推進のための拠点の活性化
- ◇ 孤立している青少年への支援体制の確立
- ◇ 青少年リーダーの組織化に向けた人材の確保と資質向上

<方向性>

- ☆ 青少年向けの事業のPR手法を始め、周知活動の更なる充実を図ります。
- ☆ 青少年活動の推進、孤立している青少年への支援を図るため、青少年の居場所「スマイル」「ハピネス」の施設維持管理、スタッフの人材育成を図り、安全で安心できる施設の運営管理、運営体制の充実を構築します。
- ☆ 青少年の人材育成のため、各階層に適応した指導計画を立案し、リーダーズ組織全体のスキルアップを図ります。

2 青少年の健全育成

② 青少年健全育成団体との体制づくり

<現状>

全市的な組織として、市青少年指導員会や市PTA協議会等の団体が設立され、地域や学校を拠点とし、半世紀の間、青少年健全育成活動を支えてきました。

また自治会、PTA、青少年指導員会などの団体が協働して「身近な地域の課題は地域で解決する」ことを目的に地域協働協議会が小学校区ごとに設立されており、組織の在り方も変化してきています。

そのような中、青少年指導員は、「オアシス運動推進啓発活動」⁽¹⁷⁾や、市内の中学生が日頃感じていることや思いを主張する「中学生の主張」など、地域活性化のための青少年健全育成事業を推進し、地域コミュニティの醸成を目指しています。

市PTA協議会は、各幼・小・中の保護者で組織したPTAを取りまとめ情報交換を図るとともに、講演会やドッジボール大会等の実施、また、学校園のみならず、地域における様々な活動を支え、青少年健全育成事業の推進を図っています。

<課題>

- ◇ 青少年指導員の確保と資質向上
- ◇ 青少年指導員会や市PTA協議会への支援
- ◇ これまでの全市的な組織としての在り方の検討

<方向性>

- ☆ 青少年指導員会として、自主事業や研修の充実を図り、組織力の強化を図る取り組みを検討する。
- ☆ 青少年健全育成団体と連携するとともに、必要な支援を検討します。
- ☆ 地域協働協議会と地域教育協議会での積極的な情報共有や意見交換をさらに深め、効果的な連携協力体制のもと、地域に根付いた事業展開をさらに推進します。

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(2) 生涯学習活動による学びのための環境づくり

1 学習活動の充実	① 学習活動のための環境づくり ② 学習機会を充実する体制づくり
2 読書環境の充実	① 読書活動のための環境づくり ② 読書活動の推進 ③ 子ども読書活動の推進

1 学習活動の充実

① 学習活動のための環境づくり

<現状>

本市では、エスポアール、学び館、という社会教育施設を生涯学習施設とし、市民の自主的な活動機会を支援するとともに、市民に学習活動の場を提供しています。現在は、指定管理者制度⁽¹⁸⁾を導入した各施設と連携する中で、市民ニーズに応じた事業に取り組んでいますが、立地条件の違いなども含め、各施設の認知度や利用状況に差異が生じています。各施設ともに設備の経年劣化により、利用に支障を来たす箇所もあり、年次的に施設設備の改修を行ってきました。令和元年度には、エスポアールの旧館解体撤去及び新館改修の工事を行い、旧館解体跡地を駐車場として利活用し、市民の利便性の向上を図りました。

また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の影響を受け中央公民館が休館となっており、市民活動の拠点となる生涯学習施設の再構築について検討を進める必要があります。

今後は、生涯学習の場の在り方についての議論を深めながら、多様なニーズに対応し、市民が快適で安心して学習活動を行うことのできる環境づくりが求められます。

<課題>

- ◇ 施設の周知と利用促進対策
- ◇ 市民の学習活動の場としての各施設の取組方法の検討
- ◇ 快適で安心な学習活動の場の提供

<方向性>

- ☆ ホームページ等の充実を図り、市公式アプリを活用するなど、施設の周知や利用促進に努めます。
- ☆ 利用者アンケート等によりニーズを把握し、施設の特徴を生かした学習活動の場の提供を図ります。
- ☆ 快適で安全な学習活動の場となるよう、年次的な環境整備を図り、各施設の老朽化対策に努めます。
- ☆ 新たな市民活動の拠点となる生涯学習施設の再構築について、ターミナル化も含めた中で検討します。

1 学習活動の充実

② 学習機会を充実する体制づくり

<現状>

社会情勢の変化や個人の価値観の多様化などに伴い、生涯学習の重要性が、一層、高まってくる中で、学習機会を充実するためには、関係団体、学校、地域との連携・協働を推進する体制づくりが必要です。

本市では、市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実に努め、エスポアール、学び館については、指定管理者制度を導入し、施設の効果的・効率的な管理運営を行っています。民間のノウハウを活用して、市民ニーズを的確に把握しながら、市民サービスの向上に努めています。

また、学習に関する情報を収集し、生涯学習情報誌「ねやがわ生涯学習あんない」⁽¹⁹⁾を作成・発行するとともに、講座や事業の情報を広報誌やホームページ等に掲載するなど学習情報の収集と発信に努めています。

他にも、日本語の読み書きを必要とする市民を対象とした学級や、自己の得意な技術や知識を活かし、市域における生涯学習活動、学校活動等を支援するために「まちのせんせい」⁽²⁰⁾事業として人材バンクを設け、人的資源の活用、市民協働参画の推進を目指しています。

<課題>

- ◇ 市民ニーズに応じた学習内容、機会の提供
- ◇ 生涯学習活動の推進及び情報発信の方法
- ◇ 専門知識や手法を保持する機関との連携
- ◇ 生涯学習推進のための人材の発掘・養成・活用

<方向性>

- ☆ 日本語よみかき学級は、学習指導方法を確立するため、指導者のスキルアップの向上を図ります。
- ☆ 市民の学習活動を推進するため、ホームページの充実、フェイスブックなどSNSの活用、生涯学習検索システムを導入し情報発信に努めます。
- ☆ 企業や大学と連携し、情報提供や学習の機会の構築を目指します。
- ☆ 新たな「まちのせんせい」の人材の発掘に努め、活用についての方策を検討します。

2 読書環境の充実

① 読書活動のための環境づくり

<現状>

本市では、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震の影響で利用ができなくなった中央図書館の代替施設として中央図書館臨時図書室の開設、東図書館、Carrel<キャレル>(駅前図書館・市民ギャラリー)を加えた3館と市内コミュニティセンター4か所の分室及び移動図書館「おきがる号」によりサービスを提供しています。居住地域によっては最寄りの図書館まで遠い所もあり、図書館設置地域の偏りにより利便性に差がある状態です。こうした背景から令和2年10月、予約本の受取り、返却を市内27郵便局及びシティ・ステーションで行うことができる図書の配送事業のサービスを開始し、図書の利用促進を図っています。また、令和2年度末には、図書にICタグ⁽²⁾を貼付して自動貸出・返却が可能となるシステム及び機器を導入し、図書館機能の充実を図ります。

さらに、利用者の利便性の高い京阪寝屋川市駅前アドバンスねやがわに、魅力的で子どもから大人までの市民に喜ばれる図書館サービスを提供するため、総合図書館の機能を有した図書館の開設を行うとともに、こども専用図書館の整備に向け検討していきます。

<課題>

- ◇ 市内全域における図書館サービスの利便性の確保
- ◇ 図書館の快適性の確保等
- ◇ 高度情報化社会に対応できる図書館機能の整備

<方向性>

- ☆ 市民一人一人が自分の学びや憩いの場を作ることができるような空間を創出した総合図書館機能を持った図書館を開設します。
- ☆ 更に安全で快適な図書館となるよう施設・設備の老朽化対策に努めます。
- ☆ 市内全域で質の高い図書館サービスを提供するため、郵便局と連携し配送サービスの充実等に努めます。
- ☆ 市民の多様なニーズに対応できるよう、ICタグシステムを導入し、ICTを活用した図書館機能の充実を図ります。

2 読書環境の充実

② 読書活動の推進

<現状>

読書は、市民が知的で心豊かな生活を営み、活力ある社会を実現するためには欠かせないものです。国は、「文字・活字文化振興法」⁽²²⁾において、すべての国民が生涯にわたり地域・学校・家庭等で活字に親しむことができるよう市町村に図書館の適切な設置、資料の充実、情報化の推進等、必要な施策を講じることを求めています。

本市では、平成25年4月に、Carrel〈キャレル〉（駅前図書館・市民ギャラリー）を開設し、利便性の向上を図るなど図書館サービスの充実に努めてきました。

具体的には、図書館利用者サービスの向上及び読書活動推進のため、蔵書の充実、多様化する市民のニーズに応え、新鮮で幅広い資料や情報の収集保存、インターネットを活用したWEB予約の促進、視覚障害者への点字・録音図書貸出サービス、外国語の資料や児童書の提供等の施策を実施してきました。令和2年度からは、電子図書を導入し読書普及に努めます。

<課題>

- ◇ 市民（特に勤労世代）への読書普及
- ◇ 蔵書や歴史的資料を適正に収集・管理するシステムや人的体制の整備
- ◇ ハンディキャップサービス⁽²³⁾の利用促進

<方向性>

- ☆ ビブリオバトル等の普及イベントによる更なる読書活動の推進を図ります。
- ☆ 利用者の視点に立った蔵書の充実、電子図書等の充実を図ります。
- ☆ 歴史的資料・郷土行政資料の収集・管理するシステムや人的体制の整備を進めます。
- ☆ 視覚障害者向け点字・録音図書の作成を市民団体との協働で行い、拡大読書器・大型活字本・外国語資料等を提供します。

2 読書環境の充実

③ 子ども読書活動の推進

<現状>

急速に発達した情報メディアや家庭環境の変化等により、子どもを取り巻く読書環境は大きく変化しています。子どもたちはゲーム機やSNS等に時間を費やし、読書から離れ、うまくコミュニケーションをとることができないような状況も生まれています。

本市は、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」⁽²⁴⁾施行をはじめ、国や府の基本的な考え方を踏まえ、平成18年度に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、早い時期からの読書を習慣づけるためブックスタート⁽²⁵⁾事業に取り組み、平成20年11月に東図書館子ども図書室を開設する等、子ども読書の推進に努めてきました。

その成果と課題を踏まえ、より一層子どもの読書活動を推進するため、平成28年度に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。新たな取り組みとして、読書した子どもたちに達成感が得られる工夫を目的に読書通帳⁽²⁶⁾の発行を始めました。また、平成28年度より学校図書館に携わる学校司書を市内中学校に配置し、図書館と学校との連携を強化に努めてきました。令和2年度には、新たに「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動に対する取り組みを検討していきます。

<課題>

- ◇ 学齢期の読書活動推進施策の在り方についての検討
- ◇ 「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえた「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定

<方向性>

- ☆ 図書館と学校が連携し、団体貸出・移動図書館の巡回派遣の拡充を図ります。
- ☆ 子どもが図書館に親しむきっかけとなり、子育ての保護者の居場所としての役割も担う、こども専用図書館の整備を検討していきます。
- ☆ 子どもの読書活動をより一層推進するため、「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これに基づく取組を推進します。

Ⅲ 寝屋川市の社会教育推進施策

(3) 文化に愛着をもたらす環境づくり

1 文化振興の推進

- ① 文化振興のための環境づくり
- ② 文化振興の機会を充実する体制づくり

2 文化財の保護・継承と活用

- ① 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり

1 文化振興の推進

① 文化振興のための環境づくり

<現状>

全ての市民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図るため、平成 22 年度に「寝屋川市文化振興条例」⁽²⁷⁾を施行しました。本条例に基づいて文化振興会議⁽²⁸⁾を設置し、文化の振興に関する重要事項について審議しています。

文化振興の拠点となるアルカスホールでは、指定管理者制度を導入し、市が主催する文化事業はもちろんのこと、指定管理者が行うコンサートや寄席など自主事業も含めた文化振興活動を実施しています。また、市内の文化団体の紹介を始め、文化情報の受発信の場としての役割も果たしています。

また、市民ギャラリーを文化芸術活動の発表の場として提供するとともに、作品展示だけでなく、駅前という利便性から多目的な用途に活用できる施設として設備の充実を図りました。

<課題>

- ◇ アルカスホール、市民ギャラリー等の活用方法
- ◇ 文化振興に関する情報の共有
- ◇ 文化振興のための活動・発表の場の提供

<方向性>

- ☆ アルカスホールを文化情報の受発信、活動団体の育成の拠点施設として、また、市民ギャラリーを文化芸術活動の発表の場として、今後も有効活用を図ります。
- ☆ 文化振興に関するポータルサイト等を作成し、情報発信の一元化を行い、情報の共有を図ります。
- ☆ 文化振興のための活動・発表の場を提供するための施設管理を適正に行い、文化団体や個人の文化芸術活動の促進を図ります。

1 文化振興の推進

② 文化振興の機会を充実する体制づくり

<現状>

本市では、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、様々な文化振興施策を実施しています。

令和元年度の中核市移行を見据え、平成30年度に令和元年度にイベントの総合的な見直しを行い、これまでの「市民文化祭」を拡大し、新たなイベントとして「寝屋川文化芸術祭」⁽²⁹⁾を開催しました。また、「寝屋川ミュージックデー」⁽³⁰⁾など各種事業を実施することにより、様々な文化・芸術活動の紹介や体験、市民の日頃の活動の成果を発表する場を提供すると共に、世代間交流を積極的に図り、文化・芸術活動の継承、普及推進を図っています。

アルカスホールを文化情報の受発信の拠点施設として位置付けており、全国でも珍しいスタインウェイピアノ及び音響を活用したピアノコンクールを開催し、音楽・ピアノ文化の振興を図っています。

<課題>

- ◇ 寝屋川文化芸術祭を始め、文化振興事業の活性化
- ◇ 市民が文化芸術活動に触れる機会の提供
- ◇ 文化芸術活動団体への支援
- ◇ 文化芸術活動団体を担う後継者の育成

<方向性>

- ☆ 事業内容や実施事業の精査、見直しを行い、参加者の獲得を目指した文化振興事業を推進します。
- ☆ 市民の自主的な文化芸術活動のきっかけとなる、「文化芸術月間」の定着を図り、多種多様な文化芸術に触れる機会の提供を推進します。
- ☆ 発表の機会だけでなく、指導者の技術力向上のための取組みを含め、文化の底上げを図ります。
- ☆ 文化芸術活動団体を担う後継者としての若年層の取り込みができる仕組みづくりに努めます。

2 文化財の保護・継承と活用

① 文化財・地域文化資源の保護と活用体制づくり

<現状>

本市には現在、文化財保護法⁽³¹⁾等による国指定文化財2件・国登録文化財1件・大阪府指定文化財3件・市指定文化財25件があり、旧石器時代からの多くの遺跡が市内に分布し、歴史的にも重要な地域であることが判明してきています。これらの文化財を良好な状態で保護し、公開・活用し、後世に継承するよう取り組んでいます。中でも、国指定史跡である高宮廃寺跡については、平成25年度から平成28年度に発掘調査を行い、「国史跡高宮廃寺跡保存活用計画」の策定とその後の整備に向けた、有識者による検討を進めています。

市内遺跡から出土した土器等の遺物は年次的に整理し、埋蔵文化財資料館の常設展示スペースにて、順次展示公開等を行っています。

また、本市の地域資源として市内8か所を「新寝屋川八景」⁽³²⁾として制定し、絵はがき等を作成し周知を図るとともに、市内199か所に設置しているネットワークサイン⁽³³⁾及びそれらを結ぶルート⁽³⁴⁾の維持管理を行い、市民の歴史・文化遺産等の散策における利便性の向上を図っています。

<課題>

- ◇ 発掘調査で新たに出土する文化財の収蔵施設の確保
- ◇ 市民の文化財保護への意識の向上
- ◇ 第二京阪道路開通及び周辺道路整備等に伴う、ネットワークルート⁽³⁴⁾の見直し
- ◇ 地域文化資源の発掘や記録化などの活用体制

<方向性>

- ☆ 埋蔵文化財資料館を周知するとともに、市内出土遺物の集約化のため、2軸化構想を含め、新たな収蔵施設の確保を検討します。
- ☆ 国史跡高宮廃寺跡保存活用計画の策定を行うとともに、市指定文化財の公開を進め、市民が文化財に触れる機会を提供します。
- ☆ ルートマップを更新し、市内のみならず市外の来訪者に寝屋川市の魅力を発信します。
- ☆ 地域において培ってきた生活文化、伝統文化、文化的景観などの地域文化資源の活用の機会の充実を図ります。

III 寝屋川市の社会教育推進施策

(4) 心身を育むための環境づくり

1 スポーツ活動の充実	① 生涯スポーツの推進 ② 競技スポーツの振興
2 スポーツ活動のための環境づくり	① 施設の整備・充実 ② スポーツ団体との体制づくり

1 スポーツ活動の充実

① 生涯スポーツの推進

<現状>

少子高齢社会の到来や市民の健康保持・増進への意識の高まりにより、スポーツに対するニーズも多様化しており、生涯にわたり、誰もがスポーツに親しめる環境を充実することが必要です。

市民、市民団体との協働による「エンジョイフェスタ in ねやがわ」⁽³⁵⁾「寝屋川ハーフマラソン」⁽³⁶⁾の開催や野外活動センターにおける豊かな自然を利用した事業などスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めています。

スポーツ活動の機会の充実、スポーツ指導者としての資質の向上を図るため、「スポーツインストラクター養成講習会」⁽³⁷⁾を開催し、指導者の養成に努めるとともに、地域や職場、学校などの求めに応じて、スポーツリーダーズバンク制度⁽³⁸⁾を活用した、派遣事業を実施しています。

また、市民体育館ではスポーツインストラクター等による各種スポーツ教室、池の里市民交流センター体育施設では体操、バドミントン等の各種スポーツ教室を開催しています。

<課題>

- ◇ 生涯スポーツへの参加機会の拡充
- ◇ 市民ニーズに対応したスポーツ事業の充実
- ◇ 野外活動センターにおけるレクリエーション活動の充実
- ◇ スポーツリーダーズバンク制度の活用

<方向性>

- ☆ スポーツ指導者の派遣等、指導協力体制の充実に努めます。
- ☆ 介護予防や健康づくりのための新たなスポーツを検討します。
- ☆ スポーツ事業の在り方を含め、市民ニーズに合った企画運営、関係団体との連携強化など、運営方法を検討します。
- ☆ 野外活動センターにおけるスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- ☆ スポーツリーダーズバンク制度の周知に努め、利用者とのマッチングの方策を検討します。

1 スポーツ活動の充実

② 競技スポーツの振興

<現状>

わが国でオリンピックが開催されることにより、市民のスポーツ振興に対する機運の高まりが予測されることから、競技スポーツの普及、競技力の向上に向けた環境整備を行う必要があります。

学齢期においてスポーツを楽しみ親しむため、スポーツ少年団では、生涯スポーツができる基礎を作るための心身の健全育成に努めるとともに、友好都市すさみ町のスポーツ少年団との交流事業、わんぱくスクールなど、青少年の健全育成を推進する活動を行っています。

競技スポーツの普及の取組では、軟式野球、バレーボールなど 20 種目 22 競技で市民体育大会を開催し、北河内・府等の大会へ代表選手を派遣しています。

また、競技力向上のため、NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟⁽³⁹⁾による種目別講習会及びスポーツ指導者としての資質の向上を図るためのスポーツ指導者研修会を実施しています。

<課題>

- ◇ 年少期におけるスポーツ活動への支援
- ◇ 競技力向上を図るための種目別講習会の普及推進
- ◇ 障害者スポーツの支援

<方向性>

- ☆ 選手の競技力向上に向け、高いスポーツ技術に触れられる機会や大学等の専門家から継続的に指導を受けられる仕組みについて検討します。
- ☆ スポーツ振興連盟と連携し、種目別講習会の充実に努め、競技力の向上を図ります。
- ☆ 様々な障害があることを踏まえ、障害者が参加できるスポーツを支援してまいります。

2 スポーツ活動のための環境づくり

① 施設の整備・充実

<現状>

市民体育館では、利用者が快適にスポーツ活動を行えるよう、これまで順次、冷暖房空調設備の設置、剣道場・卓球室の床改修、耐震補強等工事を実施しました。池の里市民交流センター体育施設においても耐震補強工事を実施しました。

また、野外のスポーツ・レクリエーション活動の場として、野外活動センターの整備を行うとともに、屋外スポーツ施設である淀川河川グラウンドの拡充を図るなど、スポーツ施設の整備・充実に努めています。

その他スポーツ活動の場として、小中学校の運動場、体育館等の体育施設を地域住民に開放し、中学校の運動場5か所では、夜間照明事業を実施するなど、市民のスポーツ意欲向上につながるよう努めています。本市のスポーツ施設の整備状況は全ての市民ニーズに応える状況ではありませんが、民間スポーツ施設が増設されたことなどから、効果的なスポーツ施設の活用が求められています。

<課題>

- ◇ スポーツ施設を安全に快適に利用できる環境整備
- ◇ 学校体育施設等の管理運営方法
- ◇ 民間スポーツ施設との連携

<方向性>

- ☆ 利用者が安全に利用できる施設を目指すため、利用者の意見を参考にしながら、スポーツ施設の改善に努めます。
- ☆ スポーツ事故防止のための知識や理念の普及、啓発に努めます。
- ☆ 学校開放施設(中学校)との連携強化を図り、施設の適正な利用に努め、夜間照明設備のLED化を検討します。
- ☆ 市内大学施設や民間スポーツ施設の市民利用について検討します。

2 スポーツ活動のための環境づくり

② スポーツ団体との体制づくり

<現状>

国において、平成 23 年度にスポーツ振興法⁽⁴⁰⁾を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法⁽⁴¹⁾を制定しました。

同法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である」と明記され、地域住民、スポーツ団体、学校が連携したスポーツの推進、また地域におけるスポーツ活動と競技スポーツの好循環によるスポーツの振興を打ち出しています。

本市では、NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟を中核として、また、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整をしています。スポーツの実技指導など、地域住民に対してスポーツに関する指導・助言を行うスポーツ推進委員⁽⁴²⁾等の活動に支えられながらスポーツ活動を推進しています。

<課題>

- ◇ スポーツ関係者及び各種団体との連携
- ◇ 各種スポーツ団体の後継者の育成

<方向性>

- ☆ 各種スポーツ団体、医療機関、学校、大学、民間企業等が連携を図れるように、様々なスポーツ活動を通じて仕組みを検討します。
- ☆ 各種スポーツ団体等との情報の共有、意見交換が図れるような環境づくりに努めます。
- ☆ 新たなスポーツ団体を加入促進するなど、各種スポーツ団体が今後も安定して運営されるよう、後継者の育成に努めます。

社会教育施設の概況

社会教育施設の概況

(アルカスホール：①)

平成 23 年 4 月に開館したコンサートをはじめ演劇、古典芸能、講演セミナーなどに利用できる多目的ホールで約 360 席のメインホールがある施設です。

市民の文化活動及び交流の場、市民のふれあいを通じたにぎわいを創出する場として活用されており、令和元年度の利用者数は約 9.4 万人となっています。

(池の里市民交流センター：②)

平成 18 年 9 月に開館したアリーナ、グラウンド等の体育施設、学習活動等の貸室多目的室からなる複合施設です。

市民の文化・スポーツ活動、社会教育活動の場として活用されており、令和元年度の利用者数は約 7.4 万人となっています。

(エスポアール：③)

平成 5 年 12 月に開館した学習室、軽スポーツ室、多目的ホール、音楽室、料理室などがあります。

世代間の交流を推進し、人と人のふれあいを通じて交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する施設として活用されています。令和元年度の利用者数は約 13.8 万人となっています。

(学び館：④)

平成 28 年 4 月に開館した講習室、学習室、音楽室、多目的室、料理室などがあります。

世代間の交流を推進し、人と人のふれあいを通じて交流を深めるとともに、社会教育関係団体や市民の自主学習、自主活動の場所を提供する施設として活用されています。令和元年度の利用者数は約 3.2 万人となっています。

(市民体育館：⑤)

昭和 49 年 10 月に開館した大体育室、小体育室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室等がある総合体育館です。市民スポーツの拠点として、スポーツ活動団体をはじめ様々な団体が利用しており、令和元年度の利用者数は約 16.5 万人となっています。

(中央公民館(休館中)：⑥)

昭和 52 年 11 月に開館した施設です。平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震の影響を受け、現在、休館中となっています。

社会教育施設の概況

(図書館：⑦⑧⑨⑩)

昭和45年5月に東図書館、昭和52年11月に中央図書館、平成25年4月に寝屋川市駅前図書館が開館しました。この他に4分室、移動図書館があります。中央図書館については、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の影響を受け、休刊となっており、平成31年4月に旧教育研修センター跡地に中央図書館臨時図書室を開館しました。全図書館の蔵書数は約54万冊となっています。

図書館では読書の普及・啓発として様々な取組を行っており、令和元年度の市民一人あたりの貸し出し冊数は3.71冊となっています。

また、寝屋川市駅前図書館に併設する形でリニューアルした、市民ギャラリーは、市民の芸術作品展示や講演会等の実施に活用されています。令和元年度の入場者数は約2万人となっています。

(総合図書館機能を有した図書館：⑩)

令和3年8月に寝屋川市駅前アドバンス1号館4階にオープン予定。駅前の立地をいかし、市民一人一人が自分の学びの場や憩いの場となる、これまでの図書館のイメージを一新する落ち着いた空間の創出に向けた取り組みを進めています。

(埋蔵文化財資料館：⑫)

昭和56年5月に開館した展示室、学習室、作業室等がある、寝屋川市に関する埋蔵文化財等の資料を収集、保管、展示する施設です。令和元年度の入館者数は約2,800人となっています。

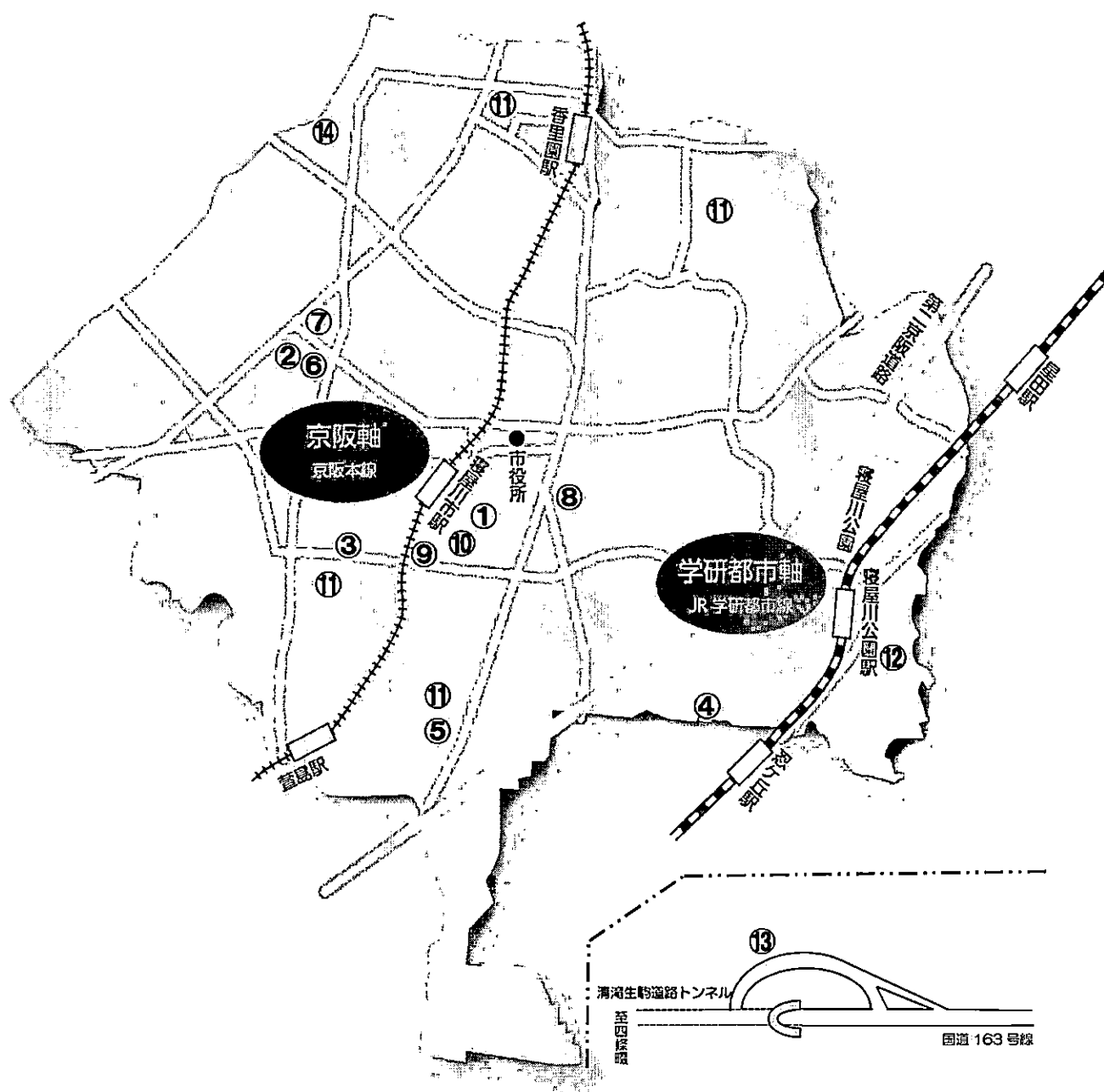
(野外活動センター：⑬)

昭和47年7月に開設し、ロッジ、工作室、天体ドーム、自然学習室、野鳥観察小屋、野外ステージ、キャンプファイヤー場、アスレチックなどがある野外活動や自然体験活動ができる施設です。自然体験、環境学習、工作などの多様なプログラムを実施しています。令和元年度の利用者数は約1.8万人となっています。

(淀川河川グラウンド：⑭)

平成2年12月、国土交通省より淀川河川敷の占用許可を受け、市民のスポーツ活動の場として利用しています。軟式野球・ソフトボールグラウンド5面、多目的広場1面があります。令和元年度の利用者数は約14万人となっています。

市内の主な社会教育施設



①	アルカスホール	②	池の里市民交流センター
③	エスポアール	④	学び館
⑤	市民体育館	⑥	中央公民館 (休館中: R3. 秋~解体)
⑦	中央図書館臨時図書室	⑧	東図書館 (市立市民会館内)
⑨	Carrel (キャレル) 駅前図書館図書館 (市民ギャラリー)	⑩	総合図書館機能を有した図書館 (R3. 8 開館予定)
⑪	図書館分室 (コミセン内: 4か所)	⑫	埋蔵文化財資料館
⑬	野外活動センター (四條畷市下田原)	⑭	淀川河川グランド

用 語 解 說

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(1)	寝屋川市みんなのまち基本条例	平成20年4月施行。市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むことを基本理念とした条例。	1
(2)	社会教育法	昭和24年6月施行。教育基本法に則り、学校教育法に基づき、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションを含む。)に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とした法律。	2
(3)	学校教育法	昭和22年4月施行。学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と定め、国、地方公共団体及び私立学校法に規定する学校法人のみが、これを設置することができることなどを定めた法律。	2
(4)	地域教育協議会	平成12年度に、大阪府の独自の取組として、学校・家庭・地域が協働して教育コミュニティづくりを進め、人間関係を築く中で「地域の子どもは地域で育てる」という機運を醸成し、地域が一体となって子どもの健全育成を図っていく目的で市内12中学校区に設立された組織。主な構成メンバー(P T A・自治会・青少年指導員・民生委員児童委員・学校園関係者など)	5
(5)	寝屋川市地域教育協議会	平成23年度に地域教育協議会(12中学校区)を取りまとめ、各中学校区における情報交換や交流を図るために、設立された組織。	5
(6)	地域協働協議会	平成27年度に市内にある24の小中学校区で設立。地域のコミュニティ活動を推進して活力ある地域づくりを進め、地域の課題を地域で解決する仕組みをつくる「地域協働」の取組を進めるためのネットワーク型組織。	5
(7)	青少年指導員会	昭和28年8月制度発足。青少年に深い愛情と理解を持ち、良き相談相手となり、本市における青少年健全育成活動を積極的に促進し、よりよい社会環境づくりの推進役となるよう、市内12中学校区10人の青少年指導員として委嘱している120人の組織。	5
(8)	学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力向上をめざすため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う取組。本市においては、各中学校区の地域教育協議会に委託し、教育コミュニティの基盤整備を目指している。	5
(9)	子どもの安全見守り隊	各小中学校区において、自治会・P T A・防犯委員を始めとした地域の方々と組織し、子どもたちの安全確保のため、登下校時の見守り活動や、地域パトロールカーによる巡回パトロールを実施している地域人材。	6

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(10)	放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。	6
(11)	留守家庭児童会	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童に、学校の放課後及び長期休業日等に適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業。	6
(12)	放課後子供教室	小学校の校庭や体育館等の学校施設を利用して、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの居場所（活動拠点）を設け、地域の有償スタッフ等の方々の参画・協力を得て、学習やスポーツ・文化活動等様々な体験を子どもたちに提供する事業。	6
(13)	家庭教育サポーター	小学校区に1人配置し、小学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家庭や孤立しがちな家庭に対し、家庭訪問・相談活動等を行い、総合的に支援する人材。	7
(14)	家庭教育支援連絡会	家庭教育に関する情報収集及び家庭教育の支援策についての意見交換等を目的に、平成15年2月に設置した組織。 主な構成メンバー（社会教育委員会・PTA・民生委員児童委員協議会・小学校校長会・幼稚園園長会・保育所所長会・こどもセンター・こどもを守る課・家庭教育支援者・公募市民等）	7
(15)	青年祭	「人の輪・青少年のネットワークづくり」を目的に、青少年が自分たちの特技やパフォーマンスを披露し、交流を図る場として、開催するイベント。	8
(16)	青少年の居場所 「スマイル」 「ハピネス」	市内在住、在学、在職の青少年が気軽に立ち寄れ、自らの居場所を見出し、他の青少年と交流を図ることにより、自己有用感を感じることでできる場として、交流を図る居場所・ダンス等ができる活動室・自習室を設置し、青少年のコミュニティの構築、青少年活動の拠点を目指す場。池の里市民交流センター及び市立こどもセンター内。	8
(17)	オアシス運動推進啓発活動	本市の青少年育成市民啓発事業として、「おはよう」「ありがとう」「しつれいします」「すみません」という言葉の頭文字をとってオアシス運動と命名し、人間関係が希薄化するなか行う、挨拶の啓発活動。	9
(18)	指定管理者制度	平成15年9月施行の地方自治法改正に伴い、公の施設に民間活力を導入し、効果的効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費縮減を図るための制度。	11

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(19)	生涯学習情報誌 「ねやがわ生涯学習 あんない」	市主催の事業などを記載した「講座・イベント編」と市内各施設等で活動している団体やサークル、クラブなどを紹介した「団体・サークル編」で構成した生涯学習に関する情報誌。	12
(20)	まちのせんせい	自己の得意な技術や知識をいかし、生涯学習ボランティアとして、地域の生涯学習活動や学校活動等を支援するために、養成講習会を受講・修了した人を「寝屋川市まちのせんせい」として認定し、市域における生涯学習の普及、人的資源の活用、市民協働参画の推進を目指す事業。	12
(21)	I C タグ	情報を記録するI Cチップ（集積回路）と無線通信用アンテナで構成されたもの。図書館資料に貼付することで、様々な業務の効率化を図ることができる。	13
(22)	文字・活字文化振興法	平成17年7月施行。文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。	14
(23)	ハンディキャップ サービス	録音・点字図書、対面朗読等のサービス、音声読書機、拡大読書器等の設置、大型活字本の提供、特別養護老人ホームへの移動図書館派遣等のサービスのこと。また、外国語資料の収集・提供等も含む。	14
(24)	子どもの読書活動の 推進に関する法律	平成13年12月施行。子どもの読書推進を図るため、基本理念、国・地方公共団体の責務を明文化し、子どもの読書推進のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。	15
(25)	ブックスタート	1992年に英国で始まった活動。赤ちゃんに「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントし、赤ちゃんの保護者が絵本を通して心ふれあう時間をもつきっかけづくりをサポートする取組。 本市では、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」（4ヶ月児健診時）のほか、絵本の読み聞かせ、絵本の読み聞かせ講座等の多彩な事業を行っている。	15
(26)	読書通帳	市内小中学校の児童・生徒を対象に、読書に関心をもってもらうきっかけをつくり、読書の記録を残していくことで達成感を得て、読書の習慣づくりに役立てるために作成配付しているもの。	15
(27)	寝屋川市文化振興条例	平成22年4月施行。文化の振興に関し基本となる方針その他の事項を定めることにより、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。	17
(28)	文化振興会議	「寝屋川市文化振興条例」第11条の規定により、市民・学識経験者・関係団体の代表者等で組織し、教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について意見を述べる審議会。	17

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(29)	寝屋川文化芸術祭	昭和26年より実施。毎年11月の文化の日を中心に開催。令和元年度にイベントの総合的な見直しを行い、寝屋川市駅周辺での新たなイベントとして、市民文化祭を拡大したもののとして、市民の日頃の活動の成果発表、様々な文化・芸術活動の紹介・体験、本市文化財の周知等を図る機会を市民に提供する。	18
(30)	寝屋川ミュージックデー	市内の中学・高校・高専・大学の吹奏楽部が一堂に会し、音楽活動を通じた交流と演奏技術の向上を目指す吹奏楽の祭典。	18
(31)	文化財保護法	昭和25年5月施行。文化財を保存し、かつ、その活用を図り、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。	19
(32)	新寝屋川八景	わがまち寝屋川市の魅力を市内外に発信していくことを目的に、平成21年1月制定。 ①広大で自然豊かな「淀川河川公園」 ②木漏れ日溢れる憩いの場「寝屋川公園」 ③古の歴史・ロマンへの誘い「太秦高塚古墳」 ④四季いどりの散歩道「友呂岐緑地」 ⑤近代的な駅舎との融合「萱島駅のくすのき」 ⑥香りの丘「成田山不動尊」 ⑦寝屋川のえべっさん「ねや川戎」 ⑧故郷伝承・はちかづきの里「寝屋のまちなみ」	19
(33)	ネットワークサイン	新寝屋川八景を始め、寝屋川市に点在する多くの資源を誘導・説明する鉢かづき姫をモチーフにした看板。市内202か所に設置。	19
(34)	ネットワークルート	新寝屋川八景を始め、寝屋川市に点在する多くの資源とそれらを結ぶルート。	19
(35)	エンジョイフェスタ in ねやがわ	「元氣いきいきスポーツまつり」と「子ども夢まつり」を平成18年度に統合し平成26年度まで「寝屋川 元氣 夢まつり」として開催、平成27年度に開催10年目の節目として事業名称を「エンジョイフェスタ in ねやがわ」に変更。子どもから高齢者までが楽しむことのできるレクリエーションプログラムを提供し、生涯学習の普及推進や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に実施している。	21
(36)	寝屋川ハーフマラソン	平成25年に第1回大会を開催。寝屋川公園をスタートし、打上川治水緑地、三井丘陵地、成田山不動尊、萱島などの市街地を駆け抜ける市民マラソン。 (ハーフ、クォーター、健康3km、健康1.5kmの4種別)	21
(37)	スポーツインストラクター養成講習会	「スポーツ生理」「発育発達」「指導方法」「スポーツ医学」「指導上の義務と責任」等の8つ分野で構成した養成講習会。講習会修了者をスポーツインストラクターとして認定。	21

用語解説

番号	語句	語句説明	ページ
(38)	スポーツリーダーズバンク制度	スポーツインストラクター養成講習会修了者が登録でき、サークルや学校などのニーズに応じて、専門のスポーツ指導者を派遣する制度。	21
(39)	NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟	平成19年1月に特定非営利活動法人認証取得。競技スポーツ及び生涯スポーツを推進するために各種スポーツ大会やイベントの企画立案を始め、スポーツ施設の整備充実、情報の提供や指導者養成等にも積極的に取り組み、関係機関との連絡調整を図り、市民が元気で活力のあるスポーツライフを送ることを目的とした団体。(傘下26団体)	22
(40)	スポーツ振興法	昭和36年6月施行。スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とした法律。 平成23年6月に「スポーツ基本法」として改正。	24
(41)	スポーツ基本法	平成23年8月施行。スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とした法律。 従来のスポーツ振興法を全部改正し、制定された。	24
(42)	スポーツ推進委員	スポーツ基本法第32条の規定により、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うために当該市町村の非常勤職員として、委嘱された者。	24

社会教育委員名簿

No.	氏名	所属または団体名	役割
1	小野 隆	学識経験者	社会教育委員会議議長
2	眞鍋 康子	家庭教育サポーター (家庭教育活動者)	社会教育委員会議副議長 専門部会委員
3	池田 隆司	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟会長 (社会教育関係者)	社会教育委員会議副議長
4	澤井 啓士	市立宇谷小学校校長 (学校教育関係者)	専門部会委員
5	宮崎 浩太郎	市立第五中学校校長 (学校教育関係者)	
6	濱 大輔	市立校園PTA協議会会長 (社会教育関係者)	
7	砂原 由美子	市文化連盟副会長 (社会教育関係者)	専門部会委員
8	辻本 嘉秀	市青少年指導員会会長 (社会教育関係者)	専門部会委員
9	西林 正人	大阪府立中央図書館協力振興課長	専門部会委員
10	神原 雅男	一般社団法人寝屋川青年会議所副理事長	
11	葛城 裕也	市スポーツ推進委員会会長 (社会教育関係者)	専門部会委員
12	原 美樹子	家庭教育サポーター (家庭教育活動者)	
13	金田 啓稔	学識経験者	専門部会委員
14	福田 真規夫	学識経験者	
15	森本 友紀	学識経験者	

社会教育推進計画策定経過

開催日	内容
令和2年6月1日	<p><令和2年度第1回社会教育委員会会議></p> <p>■社会教育推進計画の総括および次期社会教育推進計画策定について</p>
令和2年8月6日	<p><令和2年度第2回社会教育委員会会議></p> <p>■専門部会について</p>
令和2年8月26日	<p><令和2年度第1回社会教育委員会会議専門部会></p> <p>■社会教育推進計画策定に係るスケジュール</p> <p>■社会教育推進計画素案（構成検討）</p>
令和2年9月17日	<p><令和2年度第2回社会教育委員会会議専門部会></p> <p>■社会教育推進計画素案（内容検討）</p>
令和2年12月1日～ 令和3年1月9日	<p>■パブリック・コメント手続を実施</p>
令和3年1月22日	<p><令和2年度社会教育委員会会議学習会></p> <p>■社会教育推進計画素案について（意見聴取）</p>
令和3年3月26日	<p><平成2年度第3回社会教育委員会会議専門部会></p> <p>■社会教育推進計画について</p> <p>①社会教育推進計画素案（内容検討）</p> <p>②社会教育推進計画概要版案（構成検討）</p>
令和3年3月26日	<p><令和2年度第5回社会教育委員会会議></p> <p>■社会教育推進計画について</p> <p>①社会教育推進計画確定</p> <p>②社会教育推進計画概要版確定</p>

社会教育関係団体の現状と課題

【寝屋川市文化連盟】

団体設立年	1950年(昭和25年)	活動者数	500人	所属団体数	14団体
主な活動場所	公共施設・地域の公民館など				

◆ 活動内容等

- ・茶道、華道、陶芸、俳画、映像、写真、謡曲、民舞、邦楽、きもの着付、日本舞踊、アートフラワー、書法、（川柳休会中）の14の加盟団体で多種目の連合組織として活動している。
- ・有資格者等による「講師会」を設立し、市民を対象に、有料で文化活動の講座を開催している（指導者はボランティア）。講座は市民から好評を得ている。（幼稚園、小学校、中学校、コミセン、市民活動センター等）
- ・広報「たちばな」発刊
- ・寝屋川市の文化行事へ積極的支援
- ・隔年ごとに「寝屋川市文化連盟展」を開催し目的達成のための活動をしている。

◆ 活動する上での課題について

- ・活動する年齢構成の殆どが中高年である。社会的潮流もあるが若い人への勧誘、魅力の発信が必要である。
- ・隔年で「文化連盟展」を開催し、市民への定着化がはかられてきている。より市民への働きかけが必要である。
- ・既存の領域が衰退する昨今保護支援の必要があるが難しい現状である。反対に新しい領域の参加も模索が必要である。
- ・活動場所の減少（数年前から総合センター、エスポアール、市民活動センターの縮小や廃止による）

◆ 今後の活動の方向について

- ・市の発展とともに文化芸術の振興に寄与貢献してきた経緯を踏まえ、新たな市民への発信をしていきたい。（文化祭から文化芸術祭へとより広がりを持った文化活動へ）
- ・年齢構成による文化の住み分けを認識するとともに、交流できる場の模索
- ・芸術は個の中での積み重ねの文化であり、需要を作り出す土壌を作っていく必要がある。
- ・連盟以外の文化活動との連携交流の機会を作る。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・社会情勢の変動により文化活動の在り方は変化を余儀なくされているが、高齢化のみでなく、数年来の災害等により文化人口の減少が懸念される。そのような中、不易流行を見極め心の拠り所としての、市民のコミュニティ参加、形成への協働としての在り方として不可欠である。

【寝屋川市立校園PTA協議会】

団体設立年	1951年(昭和26年)	活動者数	約32,000人	所属団体数	40校園
主な活動場所	各学校（中学校単位）（小学校24/中学校12/幼稚園4）				

◆ 活動内容等

- ・バレーボール親善交流会
- ・コーラス発表会
- ・ドッジボール親善交流会
- ・PTA大会
- ・各種委員会、行事
- ・年3回各校PTAが集まる会議を開催し、各校での取組等の情報共有等を図っている。各校PTAの活動が円滑に行えるようサポートしていきたい。

◆ 活動する上での課題について

- ・各々の校園の集合体なので、各々の特色や活動に対する認識等の温度差がある。
- ・様々なイベント、活動等での動員が難しくなっている。各校園での取組については、積極的にあっても、協議会全体となると、枠組みが大きくなり、協力を得にくい。
- ・役員は1～2年で交代している。サポーター制度を設け、経験者や前会長、副会長からアドバイスを貰えるようにしている。
- ・PTAと地域のつながりがより一層重要となっている。

◆ 今後の活動の方向について

- ・各単位PTAの活動を円滑に行っていく。
- ・児童、生徒の健全な育成を図る。
- ・PTAがハーフマラソンのボランティアスタッフとして参加するなど、地域の様々な活動と関わりをもっていきたい。
- ・PTAが地域とつながることや社会教育の入り口となりうる場であることを踏まえて、地域を知る、地域の人と気心を知り合うなどいろいろな経験をする場となるとよい。
- ・市PTAホームページを活用し各校区のPTA活動を会員をはじめ多くの方に広く知ってもらうため、そしてPTA関連の情報などを会員の皆様と共有できる場として運営していく。
- ・子ども委員会については、「子どもたちと地域をつなぐ架橋に！」をモットーに「貸出しグッズ」の貸出しをしています。貸出しグッズの申し込みが市PTAホームページから可能なことで各地域活動やPTA活動など幅広い範囲でスムーズに利用する事ができます。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・各単位PTAの事情や状況等をきめ細かく反映する。
- ・さまざまな活動を展開できるように、市によるサポートをお願いしたい。
- ・動員数については、地域の人口など地域性を配慮してもらいたい。

【寝屋川市青少年指導員会】

団体設立年	1956年(昭和31年)	活動者数	120人	所属団体数	1団体(12校区)
主な活動場所	寝屋川市内各中学校区				

◆ 活動内容等

- 青少年の良き相談相手になる。
- 地域青少年の指導育成を行う。
- 青少年育成団体と連携協調を図り、青少年健全育成行事に参加する。
- 青少年のよりよい社会環境作りのための推進役となることに努める。
- 夜のパトロール、オアシス活動などを行っている。
- PTAと活動の連携を図っている。

◆ 活動する上での課題について

- 青少年指導員の安全のために指導員一人だけで子どもへの声かけはしないようにしており、直接、青少年に接する機会がほとんどない。
- 以前の青少年のグループは学区ごとの比較的小さなグループであったが、メール等の様々なツールにより、青少年のグループ間での情報共有が進んでいる。また、グループの大規模化が進んでおり、接し方が難しくなっている。これまでの活動を踏まえて、時代に合った取り組みをしていく必要がある。
- 青少年指導員の立場は「いつでも青少年の話聞く」という待ちのスタンスである。しかし、具体的に何をするのか、活動のアイデンティティがどこにあるのか、その存在意義を示すことが難しくなっているように感じる。地域協働の取り組みが進む中で、青少年指導員がどのような役割を担っていくのか考えていくことが必要である。

◆ 今後の活動の方向について

- 今よりも高いレベルの知識を身につけ、青少年の健全育成を図る活動をしていきたい。
- カウンセリング、メンタルヘルスなどをテーマに研修会を実施している。青少年指導員のみ参加となっているが、関心のある人が参加できるようにしても良いかもしれない。
- 担任教諭、強化担当教諭など子供たちと直接かかわることの多い教員と地域の子どもの様子について情報共有や意見交換ができないだろうか。青少年指導員が学校と係ることでは何かできないかと思う。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- 各地域の小学校及び中学校の教員との連携を図る。
- 多忙な教員と子どもが今よりもコミュニケーションをとれる環境をつくることで、状況が改善することも多くあると思う。
- PTAとの協力を今後も図っていくとともに、他団体との連携もしていきたい。

【特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟】

団体設立年	1959年(昭和34年)	活動者数	約7,230人	所属団体数	25団体
主な活動場所	市民体育館、市民グラウンド、淀川河川グラウンド等				

◆ 活動内容等

(設立経緯)

- 体育連盟が母体となった法人であり、平成18年にNPO法人化し、平成19年から市民体育館等の指定管理を受けている。

(活動内容)

- スポーツ大会の運営及び大会への選手派遣
- スポーツ振興事業
- スポーツ施設管理運営事業
- スポーツ情報提供事業
- 他機関との参画事業

◆ 活動する上での課題について

- 市の協力を得て市民体育館、淀川河川グラウンド等の施設確保に努めているが、活動に比してスポーツ施設が不足しており、会場の確保が課題である。
- 本連盟は各団体の会費収入等で連盟の運営および事業運営を行っている。それらの充実を図っていくことが重要であるが、収入等資金面が安定しておらず、運営資金の向上的な確保が課題である。
- 大会に多くの方が参加できるように、大会参加費を低く設定している。そのため、必要経費等も増え、大会の運営が難しくなっている。また、物価の上昇等により、必要経費が増えている現状がある。
- 本連盟の役員はボランティアであり時間的余裕のある高齢者が中心なので、何年も同じ人が役員を担っており、メンバーが疲弊している。次世代へのスムーズな移行が課題である。
- 団体や協議によって差はあるが、少子高齢化や余暇活動の多様化等により、スポーツ人口は減少傾向にある。高齢者の健康増進のためのスポーツ人口の増加、青少年のスポーツ離れを引き止め、またいかに増加させるかということが課題である。行政や学校等との連携を強化して活動を広げていきたい。
- 様々な活動を活性化する上で、指導者の育成、確保が課題である。

◆ 今後の活動の方向について

- スポーツ振興連盟は、加盟団体の相互協力により個々の団体が充実、発展することを第一の目的としている。加盟団体は、協議スポーツ、レクリエーションスポーツ等様々なスポーツ形態で活動している。それらを活性化するためには、さらなる組織の充実及び指導者の育成が必要であり、その充実に向けて活動を強めていきたいと思っている。
- 様々なスポーツの推進等にも連盟として援助していくため、市民のニーズに応じた教室の創設、充実に努めていきたい。
- 競技によっては個々に活動している団体もあるが、スポーツ振興に向けて関係団体で一つの組織を作っていくことが大切である。これまでも組織の名称からその役割を進めてきた。今後も各団体が協力し、市のスポーツ振興を推進していきたい。
- スポーツ振興連盟は、市の主催される行事、イベントに協力している。今後も市と協力、連携し、市及びスポーツの発展に寄与していきたい。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- 様々な課題があるが、その活動の継続や発展のためには、連盟だけでは達成できない。行政施設や民間施設等の場所の確保、資金面の援助、また、市が有している指導者等の人材派遣等の支援が不可欠である。
- 場所の確保について、新たな施設の新設が切に望まれる。
- 他市との連携等も支援いただき、連盟の活動を幅広くし、連盟の活性化につながればと思っている。
- スポーツ振興に向け取り組みの企画やマネジメント等のアドバイスを大学等の専門家から継続的に受けられるような仕組みができるとよい。
- スポーツ充実のためにはスポーツを一体化して推進する組織、方針が必要である。従って、現在ある「寝屋川市社会教育推進計画」の課題を明確にして寝屋川市として今後どのようにスポーツを振興していくのかの方針を打ち出し、市、学校、市民がそれぞれ役割を明確にする中で、共に一体となって推進することが重要である。

【寝屋川市スポーツ推進委員会】

団体設立年	1962年(昭和37年)	活動者数	25人	所属団体数	
主な活動場所	市内全域				

◆ 活動内容等

(設立経緯)

- ・市の非常勤職員の位置づけであり、65歳定年制となっている。
- ・市教育委員会から2年毎に委嘱している。
- ・市スポーツインストラクター養成講習会を全て受講した者、又は、それに代わるスポーツ指導者資格の有資格者で構成している。

(活動内容)

- ・市民ウォーキング（春・秋各1回）
- ・定例会（月1回）
- ・寝屋川ハーフマラソン
- ・エンジョイフェスタ in ねやがわ
- ・市民体育館まつり
- ・寝屋川まつり
- ・他団体等からの要請（指導も含めて）
- ・ニュースポーツの普及（カローリング）
- ・関連団体研修会の参加（全国・近畿・府・北河内）

◆ 活動する上での課題について

- ・現在登録人数が25人と大幅に減っている。
- ・スポーツイベント等への参加が増えており、厳しい状況である。
- ・他団体との連携がなかなか進んでいない。
- ・スポーツ施設の予約が難しい。

◆ 今後の活動の方向について

- ・年間計画を年度初めに確定し、施設を確保していく。
- ・新型コロナ感染拡大により外出する機会が減り、基礎体力が落ちているので、SNS等を利用し、自宅でもできる体力作りの動画等を配信する。
- ・寝屋川市が包括連携を締結している大学と交流を図り、若者の意見を積極的に取り入れる。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・新型コロナ感染拡大により、事業の運営が非常に難しい状況であるが、検証を重ね、運営方法を工夫しながら事業を継続していく。
- ・他団体との協働事業の検討。

【寝屋川市家庭教育支援連絡会】

団体設立年	2003年(平成15年)	活動者数	—	所属団体数	—
主な活動場所	—				

◆ 活動内容等

(設立経緯)

- ・平成14年度より全庁あげて家庭教育推進（子育て支援）に向けた3年間の推進計画が実施され、家庭教育の推進支援を行っていくため、平成15年2月に連絡会が設置された。
- ・社会教育員、民生委員児童委員、市立校園PTA、小学校長、幼稚園長、保育所長、こどもセンター・子育て支援センター、こどもを守る課（こども相談）、家庭教育支援者等から構成している。

(活動内容)

- ・平成17年に「寝屋川市家庭教育推進指針」を策定し、これに基づき、家庭教育を推進している。
- ・教育委員会と保健福祉部局の垣根を越えて、各関係機関と連携し、家庭教育を推進している。
- ・家庭教育に関する情報収集、支援策及び支援について意見交換を行う。

◆ 活動する上での課題について

- ・学校や地域と連携し、保護者のニーズに合った様々な学習機会の場として、家庭教育学級、大人のCAP等の家庭教育支援につながる講座を実施し、参加者も年々増加しているが、講座に不参加の方で支援が必要な方に、どのように学習機会の場を提供していくのか課題がある。
- ・市が取り組んでいる家庭教育支援施策について、積極的に周知する必要がある。
- ・家庭教育サポーター等の地域の人材が不足している。
- ・課題を抱える家庭に寄り添う家庭教育サポーターの資質向上が急務である。

◆ 今後の活動の方向について

- ・家庭教育支援連絡会の設置目的に基づき、関係機関の情報や意見を交え検討することで、市民ニーズを踏まえた事業を実施していく。
- ・「地域の子どもは地域で育てる」を目標に学校・家庭・地域が連携して、子育てに不安や悩みを抱える保護者が、自信を持って子育てをし、また、子どもが自己肯定感を持って健やかに成長するよう支援することで、家庭の教育力の向上を図る。

◆ 活動の継続や発展のための支援策について

- ・国や大阪府のモデル事業として、効果的で安定的な事業運営につなげていくため、継続した支援をお願いしたい。
- ・従来の縦割り行政ではなく、教育委員会と保健福祉部局で連携し、学校・家庭・地域の相互の連携・協力体制の強化を図り、更に子育て支援団体等とも協働できるよう、継続した取組が必要だと思ふ。

別冊

〔議案第 35 号 「第 3 次寝屋川市子ども読書活動推進
計画（素案）」に対するパブリック・コメント手続の実
施について〕

意見提出要領

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）について、みなさんの意見を募集します。

—パブリック・コメント手続—

1 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）とは？

寝屋川市の子どもが、本に親しみ、本から新たな知識を得る喜びを知るきっかけを作るため、読書活動を推進することが必要です。更なる子ども読書活動の推進を図るため、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定を行っています。

※資料は、中央図書館、市民情報コーナー、市立東・寝屋川市駅前図書館、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。（配布しています。）

2 意見の提出方法

(1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を有する人
- カ この案件に利害関係を有する人

(2) 意見の募集期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月9日（土）

(3) 提出方法

下の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。

様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

※提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※電話など口頭による意見の受付は行いません。

(4) 提出先・問い合わせ先

寝屋川市社会教育部中央図書館（臨時図書室）

〒572-0038 寝屋川市池田新町3番23号

TEL：072-838-0141（直通） FAX：072-838-0143

e-mail：tosyokan@city.neyagawa.osaka.jp

(5) 提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。

※ 個々の意見に対して、直接回答はしません。

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画（概要）

<p><計画策定の目的> 子どもが読書の楽しさに気づききっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進すること。</p> <p><計画策定の基本方針> ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。 ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本にふれられる機会を設けられるよう努めます。 ③スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいるYA（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、読書の充実を図り、行事等を企画します。 ④障害のある子どもや、外国語を母語とする子どものニーズを把握し、読書支援を行います。</p> <p><計画の位置づけ> 〔法〕「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、寝屋川市が策定する計画です。 〔計画〕国「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」、大阪府「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を受けて策定します。 〔市の上位計画〕「第六次寝屋川市総合計画（令和3年度～令和9年度）」、「寝屋川市社会教育推進計画（令和3年度～令和9年度）」に基づき策定します。</p> <p><計画期間> 令和3年度～令和7年度（5か年）</p> <p><対象> 「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。</p>	<p>「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題</p> <p><主な成果> ◆図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう積極的に工夫して企画をすることができました。開催情報は広報、HP、館内掲示に加えて、令和元年度からは寝屋川市公式SNSでも発信をしました。 ◆第1次計画から引き続き、乳幼児期の子どもの読書活動推進施策（ブックスタート事業）として、4か月児健康診査時「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」や、親子で参加できる「だっこでよんで あそんでよんで」、保育所園での「幼児のためのブックスタート事業」絵本の読み聞かせ等の定例行事の実施に取り組みました。 ◆平成28年度より市内公立小・中学校に9名配置されている学校司書と市立図書館の間で連携を図ることができました。 ◆平成29年度より読書通帳（記述式）を希望者（市内小中学生）に図書館全館で配布し、平成30年度からは学校図書館で学校司書も取扱いできるようにしました。</p> <p><主な課題> ◆関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体ごとに適宜、意見交換を行っています。団体等の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワークの構築ならびにさらなる連携を図る必要があります。 ◆これまでの就学前や学齢期の子どもの読書活動に加え、より一層学齢期やYA（ヤングアダルト）層を対象とした施策を推進していく必要があります。 ◆障害のある子どもへの支援として点訳絵本や点字付きさわる絵本の蔵書数を増やすなどしましたが、さらなる取り組みが求められます。またマルチメディアデザイナーや拡大読書器、音声読み上げ機等の利用が少ないため、それらを必要とする人への周知等の工夫を行い利用の促進を図る必要があります。</p>
--	--

子ども読書活動推進の取組の方向性

家庭地域における推進	図書館における推進	幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	学校における推進	障害のある子どもの読書支援	外国人の子どもの読書支援
<p>本に対する興味をきっかけづくり、習慣化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆図書館を中心としたボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図ります。 ◆地域での子ども食堂などで読書普及のための支援をしていきます。 ◆親子で参加できる企画を工夫し、開催情報を積極的に発信していきます。 ◆図書館だけでなく、子どもや保護者が、本に触れる機会を増やせるよう、移動図書館車の充実や市内の特定郵便局やステーションを活用した、配送事業のサービスを提供します。 	<p>乳幼児期の子どもの読書活動推進（ブックスタート事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を実施していきます。 ◆赤ちゃんと保護者が一緒に楽しめる講座や絵本の読み聞かせ等を継続していきます。 ◆乳幼児期の子どもの保護者にも、身近に図書サービスが提供できる移動図書館車の充実など、体制を整えていきます。 	<p>読書環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各施設において絵本を準備し、絵本のコーナーの更なる充実を図ります。また、幼稚園教員や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなどを行っています。 ◆幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。 ◆「幼児のためのブックスタート事業」を実施していきます。 	<p>学校図書館の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進を行います。 ◆各校の読書状況の把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携、協力していきます。 ◆図書館と連携し必要な本を用意します。 	<p>障害のある子どもの読書環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催します。 ◆拡大読書器・音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器をさらに周知し、利用促進に努めます。 ◆前読ボランティアや点訳ボランティアとの連携を図り、対面読書や資料の収集・充実を図ります。 ◆障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。 ◆障害のある子どもたちのニーズを把握し、個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。 	<p>外国人の子どもの読書支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日本語を母国語としない子どもも楽しめる行事を開催します。 ◆市域に住む外国語を母国語とする人（子ども）や外国語や文化等に関心のある子ども向けに、外国語の絵本や児童書をさらに充実させるため、今後も収集し、提供します。 ◆収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」にとどまらず各館で展示していきます。 ◆外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館は実態を把握し、学校や地域、関係団体が連携して支援に努めます。
<p>学校・保育所園の子どもの読書活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆子どもと保護者が安全で安心して、楽しく過ごせる空間を確保した施設として、市駅前にも子ども専用図書館の整備を検討します。 ◆子育て世代や学生の学びや憩いの場として、自分の時間、居場所ができるような空間を創出し、総合図書館としての機能を持った図書館を市駅前新設します。 ◆読書通帳を配布していきます。 ◆おはなし会、大型絵本、紙芝居等を開催していきます。 ◆幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の職場体験を受け入れていきます。 ◆移動図書館おきがる号の巡回を多くの学校に拡大していけるよう努めます。 ◆学校・保育所園への団体貸出利用の本のさらなる充実と拡大を図ります。 ◆「調べ学習」のための本・資料・情報の提供を行います。 ◆司書教諭・学校司書・教職員等のスキルアップを図るため、研修情報や講師の紹介等を行います。 ◆YA（ヤングアダルト）コーナーの充実や行事の開催を検討していきます。 ◆スマートフォンなどで電子書籍にふれる中学生・高校生に本への興味を持ってもらえるよう、市でも電子書籍を活用していきます。 					
<p>子ども読書活動推進ボランティアの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆図書館を中心とした子どもの読書活動推進ボランティアとのネットワーク化を図り、各団体と情報を共有します。 ◆子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、研修等の情報を提供します。 					

第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画

(素案)

令和3年3月
寝屋川市教育委員会

はじめに

近年、子どもの読書活動はテレビをはじめ、インターネットやスマートフォンやSNSなど、様々なメディアの普及・影響などにより、本に親しむ機会が少なくなり、活字離れの傾向が進んでおり、子どもたちの読書習慣が失われる危機に直面していると言っても過言ではありません。平成30年度の文部科学省調査でも、未就学児の頃に読み聞かせをしていた家庭の子どもは、その他の子どもに比べて、本を読む子どもの割合が多いと指摘されています。

平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行をはじめ、国や大阪府で子ども読書活動推進計画が策定されました。

寝屋川市におきましても、国や府の基本的な考え方を踏まえ、平成18年に「第1次寝屋川市子ども読書活動推進計画」、平成28年に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画策定は、本市の子どもたちが、読書することの楽しさや新たな知識を得ることの喜びを知り、賢明に力強く生きる力を養うため、読書推進を図ることを目的としています。

第2次計画で、具体的には読書した子どもたちに達成感が得られる工夫を目的に読書通帳を発行し、また平成28年度より学校図書館に携わる学校司書を市内小中学校に配置しました。さらに学校司書等の専門性向上のための研修を実施し、図書館と学校との連携を強化しました。

しかしながら学齢期の子どもが本に親しむ機会は、学年の上昇に伴い減少の傾向であり、市ではより一層子どもの読書活動を推進していくため、第2次計画の検証を行い、その成果と課題を踏まえた「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策を実行することとしました。

計画実施にあたっては、計画の趣旨をご理解いただき、市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いします。

目次

第1章 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって	
1. 策定の経緯	… 1
2. 策定の目的	… 3
3. 第2次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題	… 3
第2章 第3次計画の基本的な考え方	
1. 計画の目的・基本方針	… 17
2. 計画の位置づけ	… 18
3. 計画期間	… 18
4. 対象	… 18
第3章 推進のための取組	
第1節 家庭・地域における取組	
1. 家庭・地域における推進	… 19
2. 図書館における推進	… 19
第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組	
1. 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進	… 22
2. 学校における推進	… 22
第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組	
1. 障害のある子どもの読書支援	… 24
2. 外国人の子どもの読書支援	… 24
用語解説	… 27

第1章 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定に当たって

1. 策定の経緯

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(1) (平成13年12月施行)を受けて、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(2)、大阪府子ども読書活動推進計画(3)が策定されました。

それらを受けて、寝屋川市では平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」(以下「第1次計画」と称する場合があります。)、平成28年3月に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」(以下、「第2次計画」と称する場合があります。)を策定いたしました。市は、この計画に基づき、推進事業の進捗や情報交換を行い、事業を進めてまいりました。

「第1次計画」では、主に乳幼児期の子ども読書活動推進施策として、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」(4)、東図書館子ども図書室の開設、絵本の読み聞かせ等の定例実施等により、絵本・児童書の貸出増加や親子で来館する人の増加等の成果を得ることができました。

「第2次計画」では、読書通帳(記述式)(5)を市内小中学校の希望者に配布し、読書のきっかけづくり、習慣化の推進につなげました。

本市では、「第1次計画」、「第2次計画」の成果と課題を踏まえ、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の策定に取り組むことにしました。

<表>国・大阪府・寝屋川市における子ども読書推進活動に関する法律・計画等の状況

時期	国	大阪府	寝屋川市
平成 11 年 8 月	平成 12 年を「子ども読書年」とする衆参両議院の決議		
平成 12 年 5 月	国際子ども図書館（国立国会図書館の支部図書館）が開館		
平成 13 年 4 月	子どもゆめ基金創設		
平成 13 年 12 月	子ども読書活動の推進に関する法律（法律第 154 号）公布・施行		
平成 14 年 8 月 2 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定		
平成 15 年 1 月		大阪府子ども読書活動推進計画～大阪府子ども読書ルネッサンス	
平成 17 年 7 月 29 日	文字・活字文化振興法公布・施行		
平成 18 年 3 月			寝屋川市子ども読書活動推進計画（1次）（平成 23 年 3 月まで）策定
平成 20 年 3 月 11 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 2 次） 閣議決定		
平成 23 年 3 月		第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画策定	
平成 25 年 5 月 17 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 3 次） 閣議決定		
平成 28 年 3 月		第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画（令和 3 年 3 月まで） 策定	第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画（令和 3 年 3 月まで）策定
平成 30 年 4 月 20 日	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第 4 次） 閣議決定		

2. 策定の目的

寝屋川市の子どもが、本に親しみ、本から新たな知識を得る喜びを知るきっかけを作るため、読書活動を更に推進することが必要です。

市では、更なる子ども読書活動の推進を図るため「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果と課題を検証し、「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、これを基にした子ども読書活動推進施策を図っていきます。

3. 第2次計画期間から現在に至る子ども読書活動推進事業の成果と課題

＜計画全般の総括的検証＞

(主な成果)

- ・図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう積極的に企画を工夫しています。
開催情報は広報、HP、館内掲示にとどまらず、令和元年度からは寝屋川市公式SNS(6)でも発信をしています。
- ・第1次計画から引き続き、乳幼児期の子ども読書活動推進施(ブックスタート事業)(7)として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」や、親子で参加できる「だっこでよんであそんでよんで」(8)、保育所園での「幼児のためのブックスタート事業」(9)、絵本の読み聞かせ(10)等の定例行事の実施を継続しています。
- ・平成25年4月寝屋川市駅前図書館を開設、整備したおはなし室を活用し、絵本タイムなどの子ども読書活動推進事業を継続して行っています。
- ・平成28年度より市内公立小中学校に学校司書が配置されました。平成28年度に6名、平成30年度に3名増員され、現在は計9名で小学校24校及び中学校12校を担当しています。

(課題)

- ・関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体と都度、意見交換を行っていますが、意見交換は団体ごとに行っています。現在、団体等の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワークの構築を図っています。
- ・第1次計画よりブックスタート事業を中心とした就学前の子ども読書活動推進に力点を置いたため、学齢期またはYA（ヤングアダルト）(11)層を対象とした施策の推進に依然として課題が残っています。
- ・障害のある子どもへの支援として点訳絵本や点字付きさわる絵本の蔵書数を増やしましたが、より一層の充実が必要です。またマルチメディアデイジー(12)や拡大読書器(13)、音声読み上げ機(14)等の利用がほぼなく、さらに周知をしていく必要があります。

<推進施策の成果と課題>

「第2次子ども読書活動推進計画」に基づく、子ども読書活動推進事業（平成28年度～令和元年度）の成果と課題については次頁からのとおりです。

第1節 家庭・地域における取組			
	<取組の方向性>	評価	<検証結果>
1	家庭・地域における推進		
	・図書館を中心に関係施設・関係部署やボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図り、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取組の充実を図ります。	△	【成果】各団体との意見交換を都度行っています。 【課題】意見交換は団体ごとに行っているため、今後団体等の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワークの構築を図っていきます。
	・地域（自治会等）に対し図書館から本を貸し出す団体貸出(15)の充実に努めます。	△	【成果】一部地域への団体貸出を行っています。 【課題】地域への団体貸出は一部地域での実施にとどまっており、活動状況の把握が十分でないため、今後調査を行い、市立図書館を中心としたネットワーク化を図ります。
	・図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫します。また、各家庭に行事の開催情報が届くよう努めます。	○	【成果】親子参加型行事を多数開催しています。開催情報は広報、HP、館内掲示にとどまらず、令和元年度からは寝屋川市公式SNSでも発信をしています。 【課題】図書館の新規利用に繋がるよう、学校所園等とも連携を深め、さらにPRしていきます。
2	図書館における推進		
	【乳幼児期の子ども読書活動推進】		
	・図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行っています。毎年度、約1,900人の赤ちゃんに絵本をプレゼントしていきます。この事業は、図書	○	【成果】平成19年度より開始した当事業は以降も継続しています。 平成28年度実績は1,748冊、平成29年度実績は1,594冊、平成30年度実績は1,562冊、令和元年度実績は1,244冊。

	<p>館の基本的な事業の一つとして今後も実施していきます。</p>		<p>【課題】現在、贈呈している4タイトルの絵本は、既に持っている人も多いため、適宜内容を見直していきます。</p>
	<p>・赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。</p>	<p>○</p>	<p>【成果】平成19年度より開始した当事業は以降も継続しています。「だっこでよんで あそんでよんで」(3期×4回)</p> <p>平成28年度参加人数実績は延べ232人、 平成29年度参加人数実績は延べ352名、 平成30年度参加人数実績は延べ265名、 令和元年度参加人数実績は延べ254名。</p> <p>また絵本タイムも図書館の定例行事として定着しています。</p> <p>平成28年度参加人数実績は延べ5,492名、 平成29年度参加人数実績は延べ4,611名、 平成30年度実績は延べ5,553名、 令和元年度実績は延べ3,804名。</p> <p>【課題】乳幼児期から図書館に親しんだ子どもたちも、成長とともに図書館に通わなくなる傾向にあるため、子どもたちが継続して利用したくなる環境づくりに努めます。</p>
<p>【学校・保育所園の子ども読書活動推進】</p>			
<p>(読書のきっかけづくり・習慣化の推進)</p>			
	<p>・図書館と学校等が連携し、読書感想文コンクールや読書ノートなどの取組により、例</p>		<p>【成果】平成29年度より読書通帳(記述式)を希望者(市内小中学生)に図書館全館で</p>

	<p>えば、がんばった子どもたちに達成感を感じてもらえるような工夫をする等、読書のきっかけづくりや習慣化に努めます。</p>	○	<p>配布しました。図書館での配布に加え、平成 30 年度からは学校図書館で学校司書が取扱いできるようにしています。</p> <p>平成 29 年度実績は 2,773 冊 (配布期間: 7 月 21 日～3 月 31 日)、</p> <p>平成 30 年度実績は 3,676 冊 配布。</p> <p>令和元年度実績は 1,326 冊。</p> <p>【課題】利用が一部に限られているため、配布方法等さらなる周知に努めます。</p>
	<p>(おはなし会・ブックトーク)</p>		
	<p>・子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「夏のおはなし会」「小学生のためのストーリーテリング⁽¹⁶⁾」「紙芝居」などを継続的に実施していきます。</p>	○	<p>【成果】各行事、継続して実施しています。</p> <p>平成 28 年度実績「おたのしみ会」(中央) 44 回 309 人、「おはなし会」(東) 24 回 189 人、「小学生のためのストーリーテリング」(駅) 4 回 29 人、「紙芝居タイム」(東) 22 回 281 人。</p> <p>平成 29 年度実績「おたのしみ会」(中央) 43 回 396 人、「おはなし会」(東) 24 回 177 人、「小学生のためのストーリーテリング」(駅) 4 回 23 人、「紙芝居タイム」(東) 20 回 82 人。</p> <p>平成 30 年度実績「おたのしみ会」(中央) 10 回 67 人(大阪府北部地震のため 7 月以降中止)、「おはなし会」(東) 23 回 200 人、「小学生のためのストーリーテリング」(駅) 4 回 22 人、「紙芝居タイム」(東) 23 回 279 人。</p>

			<p>令和元年度実績「おたのしみ会」（中央）19回 65名、「おはなし会」（東）18回 107人、「小学生のためのストーリーテリング」（駅）4回 37人、「紙芝居タイム」（東）21回 229人。</p> <p>*「おたのしみ会」（中央）は「おはなし会」「紙芝居」「大型絵本ほか」の総称です。</p> <p>【課題】さらに参加者が増えるよう公式SNSなどを通じ、積極的にPRしていきます。</p>
	(図書館見学・職場体験)		
	<p>・子どもたちが図書館に親しみきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を積極的に受け入れます。</p>	○	<p>【成果】図書館見学及び職場体験を受け入れています。</p> <p>平成28年度実績は、図書館見学：4小学校 293人、職場体験：6中学校 11人、</p> <p>平成29年度実績は、図書館見学：3小学校 2幼稚園 382人、職場体験：6中学校 12人。</p> <p>平成30年度は大阪府北部地震のため中止、</p> <p>令和元年度実績は図書館見学：3小学校 1幼稚園 353人、職場体験：中央図書館が臨時図書室のため受入せず。</p> <p>【課題】未実施の学校・保育所園もあるため、積極的にPRしていきます。</p>
	(移動図書館)		
	<p>・既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号(17)の巡回派遣を多くの学校に拡大していけるよう努めます。</p>	△	<p>【成果】市内公立小学校2校へ移動図書館車の派遣を行っています。</p> <p>【課題】移動図書館車派遣を有効に行うため、学校との調整を図り、派遣校の増加や拡充をしていきます。</p>

	(団体貸出)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、小中学校への団体貸出用の本の充実を図ります。また市内小学校全体に団体貸出を利用してもらえるよう学校と連携し、条件整備や利用状況の把握に努めます。 	○	<p>【成果】図書館では団体貸出を積極的に行っています。</p> <p>【課題】未実施の学校所園もあるため、積極的にPR等していきます。</p>
	(学校への情報提供)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習(18)」を行っています。図書館では、学校に「調べ学習」のための本・資料・情報を提供します。 	○	<p>【成果】図書館では学校に「調べ学習」の本・資料・情報の提供をしています。</p> <p>【課題】学校の蔵書では限りがあるため、今後も「調べ学習」に利用できる資料を収集し、提供していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館に携わる司書教諭・学校司書(19)・教職員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を行います。 	○	<p>【成果】学校司書を対象とした研修の実施、研修機会の情報提供を行っています。市立図書館主催の「おはなしの入門講座」や「ブックトーカー(20)養成講座」などへ参加を促しています。</p> <p>【課題】今後も司書教諭・学校司書・教員等のスキルアップのための情報提供等を行っています。</p>
	(YAサービス)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生・高校生には、大人への成長過程にある時期だからこそ薦めたい、その時期に読んでほしい本を紹介する機会を積極的に作っていきます。 	△	<p>【成果】一部中学校で本の紹介やブックトークを実施しています。</p> <p>【課題】生徒が様々な本に触れる機会をさらに増やすため、各種媒体を活用し情報発信をしていきます。</p>

	<p>・中学生・高校生への読書推進のためYA（ヤングアダルト）資料の充実に努め、図書館での中高生の利用促進、中学校・高校での学校図書館での利用促進を図っていきます。</p>	△	<p>【成果】中学生・高校生に興味を持ってもらうため、各館でYAコーナーを設置しています。</p> <p>【課題】読書離れが進んでいる中学生・高校生に興味を持ってもらうため、各館でのYAコーナーをさらに充実させていきます。</p>
	<p>・図書館が中学校と連携し、本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえらるような機会を設けていきます。</p>	△	<p>【成果】中学生に図書館で職場体験をする機会を提供しています。</p> <p>【課題】図書館が中学校との更なる連携を図り、職場体験だけでなくブックトークなど様々な機会の充実に努めていきます。</p>
(子ども読書活動推進ボランティアの支援)			
	<p>・子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援の施設で、また小学校や中学校で様々な活動を行っています。図書館は、ボランティア団体の活動を、積極的に支援していきます。</p>	△	<p>【成果】勉強会のための本の貸出等、ボランティア団体への支援を行っています。</p> <p>【課題】より一層の支援を行うため、図書館を中心としたネットワーク化を図ります。</p>
	<p>・子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研修等の情報を提供します。</p>	○	<p>【成果】研修情報の提供を行っています。</p> <p>【課題】ボランティア団体のスキルアップのため、さらなる情報提供をしていきます。</p>

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組			
	<取組の方向性>	評価	<検証結果>
1	幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進		
	<p>・幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターは、それぞれの施設において、絵本を準備し絵本のコーナーの更なる充実に努めます。また、幼稚園教諭や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っています。</p>	○	<p>【成果】幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは絵本コーナーを設置し、児童・保護者に貸出を行っています。また、保育士、地域のボランティア及びPTA活動等において読み聞かせを行っています。</p> <p>【課題】絵本コーナーのさらなる充実を図るため、図書館と連携していきます。</p>
	<p>・幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。</p>	○	<p>【成果】幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは子ども達に様々なジャンルの本に触れる機会及び子どもの興味関心を広げることを目的とし、図書館から絵本や紙芝居などの団体貸出を受けています。</p> <p>【課題】絵本の内容を充実させるため、今後も図書館の団体貸出を活用していきます。</p>
	<p>・保育所園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート」事業（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施していきます。</p>	○	<p>【成果】平成21年度より開始した当事業は以降も継続しています。</p> <p>平成28年度実績は8保育所48回、延べ3,396人、 平成29年度実績は9保育所81回、延べ4,950人、 平成30年度実績は12保育所94回、6,990人、 令和元年度実績は9保育所70回、4,428人。</p> <p>【課題】未実施の保育所園・認定こども園にも働きかけて、</p>

			実施先を増やす努力をしていきます。
2	学校における推進 (学校図書館の充実)	評価	<検証結果>
	・学校での読書活動推進のため司書教諭のほか、学校司書等の活用に努めます。	○	【成果】各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進を行っています。 【課題】今後も各校の司書教諭と学校司書が連携し、さらなる読書活動の推進を行っていきます。
	・学校図書館のさらなる充実のため蔵書や管理システムの調査を行います。	△	【成果】各校の蔵書等を毎年調査しています。 【課題】各校の状況把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携して考えていきます。
	・司書教諭・学校司書・教職員等の子どもの読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努めます。	○	【成果】図書館と連携し、学校司書連絡会を毎月、学校図書館連絡会を毎学期開催しています。また、読み聞かせ講座等に参加することで、学校図書館に関する知識・技術の更なる向上を図っています。 【課題】読書活動に関係する人の専門性向上させるため、連絡会を継続していきます。
	・学校蔵書の充実に努めるとともに市立図書館と連携し必要な本を用意します。	○	【成果】学校蔵書の充実に努めるとともに、団体貸出カードや個人貸出カードを活用し、必要な本を用意しています。 【課題】学校の蔵書では限りがあるため、今後も市立図書館と連携し蔵書の充実に努めます。
	(学校での読書活動推進)		

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が読書の楽しさを知る取組を積極的に行います。 	○	<p>【成果】学校司書が連絡会や研修で学んだ内容を、各校の司書教諭や図書担当者と共有し、児童・生徒が読書の楽しさを知ることができるよう取り組んでいます。</p> <p>【課題】児童・生徒が読書の楽しさを知ることができるようにするため、今後も連絡会や研修で学んだ内容を共有していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組めます。 	○	<p>【成果】各校に新聞を配備することで、資料等を活用した「調べ学習」の充実に取り組んでいます。</p> <p>【課題】学校の蔵書では限りがあるため、市立図書館の資料を活用し、「調べ学習」のさらなる充実に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の読書環境充実のため、図書館と連携して移動図書館車の受け入れに努めます。 	△	<p>【成果】市内公立小学校2校で移動図書館車を受け入れています。</p> <p>【課題】移動図書館車派遣を有効に行うため、市立図書館との調整を図り、受入校の増加や拡充をしていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント(子ども版ビブリオバトル(21)、えほんのひろば等)の実施に努めます。 	○	<p>【成果】市立図書館や学校図書館連絡会でブックトークやビブリオバトル等の研修を実施し、各校において子ども読書活動を推進しています。</p> <p>【課題】児童や生徒が読書への興味を持つきっかけを作るため、今後も各校において子ども読書活動推進のイベントをしていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政機関、公共施設、図書館との 	○	<p>【成果】各校において、読み聞かせ等で子どもの読書活動推進ボランティアと連携・協</p>

	連携・協力を努めます。		力を進めています。 【課題】児童や生徒が読書への興味を持つきっかけを作るため、地域の読書関係団体や子どもの読書活動に関わる行政機関、公共施設、図書館とのさらなる連携・協力を進めていきます。
--	-------------	--	---

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

	<取組の方向性>	評価	<検証結果>
1	<p>障害のある子どもの読書支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料(22)や録音図書(23)などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。 	△	<p>【成果】点訳絵本(24)及び点字付きさわる絵本蔵書数約170冊、布の絵本約15冊。</p> <p>【課題】専門機関や関連部署との連携を図ります。また録音図書は一般(大人向け)のものがほとんどで、子ども向けのものはないため、今後、ボランティア団体と連携し子ども向けの蔵書を増やしていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大読書器、音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器の利用促進に努めます。 	△	<p>【成果】各館に設置しています。</p> <p>【課題】利用者が非常に限られており、機器を知らない人もいる可能性があるため、必要とする人に的確に情報が行き渡るようPRに努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・朗読ボランティアや布の絵本手作りボランティア、点訳ボランティア・録音ボランティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実に努めます。図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちの個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。 	△	<p>【成果】ボランティア団体との連携を図り資料の収集に努めています。</p> <p>【課題】学校・幼稚園・保育所園・支援センター等の発達段階に応じた読書活動の支援を図るため、ニーズの把握に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味 	△	<p>【成果】中央図書館リサイクル市を通じて、あかつき園・ひばり園への読書活動の支援を行っています。</p>

	や関心を引き出すことに努めます。		【課題】福祉施設や学校との連携を強める必要があるため、障害がある子のニーズを的確に把握し、読書支援を行っていきます。
2	外国人の子どもの読書支援	評価	
	・市域に住む外国語を母国語とする人（子ども）や外国の言語や文化等に関心のある子ども向けに図書館では外国語の絵本や児童書を継続して収集し、提供します。	○	【成果】外国語の絵本等の収集に努めています。外国語の絵本蔵書数約 850 冊。 【課題】外国語の絵本や児童書のさらなる充実を図るため、今後も収集に努めます。
	・収集した外国語の絵本や児童書を寝屋川市駅前図書館の児童コーナーに設置している「アジア子ども文庫」を中心に展示していきます。	○	【成果】収集した外国語の絵本や児童書を「アジア子ども文庫」を中心に展示しています。蔵書数約 150 冊。 【課題】収集した外国語の絵本や児童書を様々な人に見てもらえるよう「アジア子ども文庫」にとどまらず、各館に展示していきます。
	・外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館や学校、地域、各種団体が連携して支援に努めます。	△	【成果】日本でスムーズに生活できるよう、外国人のためのハンドブック等を所蔵しています。 【課題】地域・学校との連携が進んでいないため、ニーズを的確に把握し、必要な資料等を提供していきます。

第2章 第3次計画の基本的な考え方

1. 計画の目的・基本方針

市では、平成18年3月に「寝屋川市子ども読書活動推進計画」を、平成28年3月に「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画の目的は、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自らすすんで本を読みたくなるような読書環境の整備を、地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進することでした。

第3次計画においても、その目的と基本方針は踏襲しながら、現在の子どもをとりまく社会状況や「第2次計画」での成果と課題を踏まえ、また子どもの読書活動推進に関わる関係課や団体及び市民で構成する寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の議論を踏まえて策定します。

【目的】

「子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進します。

【基本方針】

- ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。
- ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本に触れる機会を設けられるよう努めます。
- ③日々多忙な上、スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいるYA（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。
- ④障害のある子どもや、外国語を母国語とする子どものニーズを把握

し、読書支援を行います。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、同法の「目的」「基本理念」を実現するため、寝屋川市が策定する計画です。

計画策定に当たっては、平成28年策定の「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を行い、課題を抽出し、更なる充実・発展を目指した施策を寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会による幅広い議論を踏まえ、市として目的実現のための施策を企画・実施する方向性を示します。市は、この計画の示す方向性を基に市民との協働のもと、子ども読書活動推進施策に取り組んでいきます。

なお、上位計画として、「第六次寝屋川市総合計画」（令和3年度～令和9年度）及び「寝屋川市社会教育推進計画」（令和3年度～令和9年度）があり、本計画はこれら上位計画に基づき策定します。

3. 計画期間

令和3年度～令和7年度までの5年間とします。

4. 対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、概ね18歳以下の子どもを対象とします。

第3章 推進のための取組

第1節 家庭・地域における取組	実施区分
1 家庭・地域における推進	
<p>子どもが本に興味を持つきっかけをつくり、また習慣につなげるためには、家庭や地域の関わりが重要です。</p> <p>乳幼児期から絵本や物語を読み聞かせてもらったり、本を自由に読むことができる環境にすることで、子どもは本の楽しさを知っていきます。またスマートフォンやタブレット、パソコンの普及により、子どもの余暇の過ごし方の選択肢が増えています。それらとの良好な関わりが今後ますます重要になってきます。</p>	
<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館を中心としたボランティアグループ等の関連団体とのネットワーク化を図っています。今後さらに、本や子どもの読書推進についての情報交換や協働の取組の充実を図ります。 	<p>拡充</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域への把握のための調査を行い、また地域での子ども食堂などで読書普及のための支援をしていきます。 	<p>拡充</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館等で行う読書推進行事等に親子で参加できるよう企画を工夫し、新規利用に繋がるよう、学校園等とも連携を深めます。また開催情報は広報、ホームページ、館内掲示にとどまらず、寝屋川市の公式SNSを使い積極的に発信していきます。 	<p>継続</p>
2 図書館における推進	
<p>図書館は子どもが本と出会い、読書の楽しさに気づく場所です。子どもが通いたくなる場所であるために、魅力的な図書館づくりが必要になってきます。</p>	
<p><取組の方向性></p> <p>【乳幼児期の子ども読書活動推進】 (ブックスタート事業)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では、ブックスタート事業として、4か月児健康診査時に「赤ちゃんに絵本を贈ろう」事業を行っています。この事業は、図書館の基本的な事業の一つとして今後も実施していきます。また、贈呈本の選定も適宜行っていきます。 	<p>継続</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんと保護者が一緒に楽しめる絵本の講座「だっこでよんで あそんでよんで」の開催の他、図書館での絵本の読み聞かせ等を継続していきます。また乳幼児期から図書館に慣れ親しんだ子どもが、以降も継続して利用できる環境づくりに努めます。 	<p>拡充</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館だけでなく子どもやその保護者が、本に触れる機会が増やせるよう、市内特定郵便局やシティステーションを活用した、配送事業のサービス⁽²⁵⁾を提供します。 	<p>新規</p>
<p>【学校・保育所園の子どもの読書活動推進】 (読書のきっかけづくり・習慣化の推進)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと保護者が安全で安心して、楽しく過ごせる空間を確保した施設として、市駅前にこども専用図書館⁽²⁶⁾の整備を検討します。 	<p>新規</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代や学生の、学びや憩いの場として、自分の時間、居場所ができるような空間を創出し、総合図書館としての機能を持った図書館を市駅前に新設します。 	<p>新規</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・読書のきっかけづくり・習慣化の取組として、平成 29 年度から読書通帳（記述式）を希望者（市内小中学生）に図書館全館で配布しています。図書館での配布に加え、平成 30 年度からは学校図書館で学校司書が取扱いできるようにしています。この取組は今後も続けていくことに加え、利用が一部に限られているため、PR 方法及び配布方法等を工夫しさらなる周知に努めます。 	<p>継続</p>
<p>(本展・行事等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ別・季節ごとに本を紹介する子ども向けの本展の充実、行事としてボランティア団体との連携での「おはなし会」「大型絵本」「紙芝居」などを継続的に実施していますが、さらに参加者を増やせるよう公式 SNS などを通じ、積極的に PR していきます。 	<p>継続</p>
<p>(図書館見学・職場体験)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、幼稚園や小学校からの図書館見学、中学生の図書館職場体験を受け入れています。今後、未実施の小中学校・保育所園にも積極的に PR していきます。 	<p>継続</p>
<p>(移動図書館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に一部小学校で実施している移動図書館おきがる号の巡回を多くの学校に拡大していけるよう努めます。 	<p>拡充</p>
<p>(団体貸出)</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所園への団体貸出利用の本の充実を図り、積極的に行ってきましたが、今後未実施の学校園所にも利用していただけるようPRに努めます。 	拡充
<p>(学校への情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校や中学校では、様々なテーマに沿った資料を利用して行う「調べ学習」を行っています。図書館では、今後も「調べ学習」に利用してもらえる資料を収集し、情報提供をしていきます。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館に携わる司書教諭・学校司書・教員等のスキルアップを図るための資料・情報提供や府立図書館や大阪公共図書館協会等が実施する研修情報の提供、講師の紹介等を引き続き行います。 	継続
<p>(YAサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期より本に慣れ親しんだ子どもも、自身の成長とともに余暇を過ごす手段の選択肢も増え、紙の本に触れる機会が減っていく傾向にあります。しかしスマートフォンなどで電子書籍にふれる中学生・高校生も多いため、本に再び興味を持つきっかけづくりとなるよう、電子書籍⁽²⁷⁾を活用していきます。 	新規
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生・高校生への読書推進のためのYA(ヤングアダルト)資料のコーナーの充実に努めます。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館が中学校と連携し、ブックトークなどを通じて本の素晴らしさ、読書の楽しさを実感してもらえるような機会を設けていきます。 	継続
<p>(子ども読書活動推進ボランティアの支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動を推進しているボランティア団体は、地域や幼稚園、保育所園等の子育て支援施設、また小中学校で様々な活動を行っています。図書館はそれら団体の勉強会のため本の貸出等を行っています。今後より一層の支援を行うため、年1回の活動調査を行い、図書館を中心としたネットワーク化を図り、各団体と情報を共有します。またボランティア活動を希望する人には情報を提供します。 	拡充
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの読書活動を推進しているボランティア団体のスキルアップを図るため、府立図書館等で実施される研修等の情報を引き続き提供していきます。 	継続

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校等における取組	実施区分	
1 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターにおける推進		
<p>幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期にあたります。その大切な時期に、一日の多くの時間を過ごす幼稚園や保育所園で、友だちや先生と一緒に読書を体験することは、感性を育み、ことばを豊かにする素晴らしい機会となります。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターの施設において、図書館と連携し絵本を準備し絵本コーナーの更なる充実に努めます。また、幼稚園教員や保育士、市民ボランティア等による読み聞かせなども行っていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターで利用する絵本は、今後も図書館から団体貸出を受け内容を充実させていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所園・認定こども園では、絵本との関わりを集団の中でより多くの子どもに体験してもらうため、読み聞かせ等の「幼児のためのブックスタート事業」（平成21年度より開始・業務委託）を実施しています。この事業は、図書館の事業として継続実施するとともに、未実施の保育所・認定こども園にも働きかけて、実施先を増やす努力をしていきます。 	継続
2 学校における推進		
<p>小・中学校は、子どもが一日の大半を過ごす中で交友関係を広げ新たな知識を身に付ける場所です。そこで行われる読書活動の推進は子どもたちの成長にとって非常に重要な役割を担っています。また、先生や親から与えられた本を読む受け身の状態から、自分たちで本を選ぶという自発的な行動に移る大切な時期でもあるため、子どもたちが自由に本を選べる環境を整えることが重要です。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <p>(学校図書館の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進を行っていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の蔵書状況の把握に努め、よりよい利用の仕方を市立図書館と連携協力して考えていきます。 	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・司書教諭・学校司書・教員等の子どもの読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、図書館と連携して学校図書館に関する知識・技術の研修に努め、連絡会を継続していきます。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・学校蔵書の充実に努めるとともに今後も市立図書館と連携し必要な本を用意します。 	継続
<p>(学校での読書活動推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、朝の読書タイムや国語の時間等を利用し、教員等やボランティア団体による読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークにふれる機会を設けます。 	新規
<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の資料を利用し、本や新聞、資料等を活用した「調べ学習」のさらなる充実に取組みます。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の読書環境充実のため、市立図書館と連携してより多くの学校が移動図書館車を受け入れるとともに、読書通帳の普及に努めます。 	継続
<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の団体貸出や移動図書館車の受け入れなどを利用して、子どもたちがよりたくさんの本にふれられる機会を設けていきます。 	新規
<ul style="list-style-type: none"> ・図書館と連携して、子ども読書活動推進のイベント（子ども版ビブリオバトル、ブックトーク等）の実施に努めます。また各校のイベント実施状況を把握するシステムをつくっていきます。 	拡充
<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、読み聞かせ等で子どもの読書活動推進ボランティアと連携・協力を進めています。それらの活動を図書館が中心となって各団体等との連携を図れるよう、それぞれの活動場所や内容の把握を行っていきます。 	拡充

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組		実施区分
1 障害のある子どもの読書支援		
<p>障害のある子どもへの読書支援を行うためには、それぞれの子どもの障害、発達の状態に応じて様々な資料を収集していくことが重要になります。また、それらの資料が必要な子どもに届けるため、資料の周知や橋渡しの役割を果たす人材も必要となってきます。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもにとっても図書館が身近な存在になるよう、障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催します。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大読書器、音声読み上げ機など障害者が読書しやすい機器をさらに周知し、利用促進に努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの読書活動環境を整備するため、図書館はさわる絵本や布の絵本、点字資料や録音図書などの整備・活用を図るとともに、点字図書館などの専門機関や関連部署との連携を図っていきます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朗読ボランティアや点訳ボランティアとの連携を図り、対面朗読や資料の収集・充実に努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの図書館見学や職場体験を通じ、学校や福祉施設との連携を図り、図書館に親しみ、読書への興味や関心を引き出すことに努めます。 	継続
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館や学校、幼稚園、保育所園、医療型児童発達支援センター「あかつき園」、福祉型児童発達支援センター「ひばり園」「第2ひばり園」などで、障害のある子どもたちのニーズを把握し、個々の状況や発達段階に応じた読書活動の支援を行います。 	継続
2 外国人の子どもの読書支援		
<p>外国人の子どもが母国語ではない環境で生活する上で、社会生活に必要な日本語、生活様式等を学べる資料が必要になってきます。また、自らの文化にふれる機会を持つことや、親子で母国語を使い続けられることも大切です。</p>		
	<p><取組の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の子どもが日本文化にふれられる図書館に通うきっかけとなるよう、日本語を母国語としない子どもも楽しめる行事を開催します。 	新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域に住む外国語を母国語とする人（子ども）や外国語や文化等に関心のある子ども向けに、外国語の絵本や児童書をさらに充実させるため今後も収集し提供します。 	継続

<ul style="list-style-type: none"> ・収集した外国語の絵本や児童書を、寝屋川市駅前図書館の児童コーナーの「アジア子ども文庫」にとどまらず、各館で展示していきます。 	<p>継続</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外国からやって来た子どもたちが寝屋川市の地域や学校等において円滑に生活や学習ができるよう図書館は実態を把握し、学校や地域、関係団体が連携して支援に努めます。 	<p>継続</p>

用語解説

番号	語句	語句解説
(1)	子どもの読書活動の推進に関する法律	平成13年12月に公布・施行。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定された。
(2)	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画	平成14年8月、子どもの読書活動の推進に関する法律第八条の規定に基づき策定された国の基本計画。同計画は平成23年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画を策定している。
(3)	大阪府子ども読書活動推進計画	平成15年1月、子どもの読書活動の推進に関する法律第九条の規定に基づき大阪府教育委員会が「大阪府子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定。平成23年3月に「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」、平成28年3月に「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定。
(4)	赤ちゃんに絵本を贈ろう事業	本市ブックスタートの中心的な事業。4か月児健康診査の際に赤ちゃんに絵本を1冊プレゼントしている。その際に絵本の読み聞かせの体験や赤ちゃん用絵本の紹介、図書館利用の案内等を行っている。
(5)	読書通帳	読んだ本の履歴や図書の貸出履歴を記録しておく通帳タイプのノートで、本市では自分で書き込んでいく自書タイプを採用している。
(6)	公式SNS	寝屋川市が公式に発信しているソーシャル・ネットワーキング・サービス。公式アプリケーション「もっと寝屋川」、Facebook ページ、Twitter アカウント、ホームページ、YouTube チャンネル、Instagram アカウントがある。

(7)	ブックスタート事業	1992年に英国で始まった読書推進活動。赤ちゃんに「絵本」をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を通して心ふれあう時間を持つきっかけづくりをサポートする取組。本市では、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」のほか、赤ちゃんへの絵本の読み聞かせや、絵本の読み聞かせ講座等の多彩な事業を行っている。
(8)	子ども読書活動推進啓発講座「だっこでよんであそんでよんで」	0歳からのブックスタートとして、赤ちゃんと保護者を対象に1期4回（令和2年度は1期3回）の講座を実施。絵本や「わらべうた」の紹介、読み聞かせの実演等を行い絵本を通じた親子のふれあいの大切さについて啓発する講座。年3期実施。
(9)	幼児のためのブックスタート事業	市内保育所園において3・4・5歳児を対象に絵本の読み聞かせを行う事業。本市では1保育所園あたり年間9回程度実施している。
(10)	絵本の読み聞かせ	子どもに保護者や幼稚園教員・保育士等の子どもの教育に携わる人が絵本を読み聞かせること。子どもの精神状態を落ち着かせ、幸福感を与え、読み手・聞き手双方の脳に良い影響を与える効果があるとされている。近年は、図書館や公共の場所等で地域のボランティアが読み聞かせを行うことが増えている。
(11)	YA（ヤングアダルト）	YA（ヤングアダルト）とは主に中学生・高校生のことを示す図書館用語。精神的・肉体的に大人になりつつある中学生・高校生年代を対象にした図書館サービスをYAサービスと称している。具体的には、年代を意識した選書を行い紹介することや読書推進に資する行事等を行っている。
(12)	マルチメディアデイジー	<p>デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。もともとは視覚障害者の録音図書のために開発されたもの。</p> <p>マルチメディアデイジーは音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることができ、パソコン上で専用再生ソフトを使用すると、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラ</p>

		ストの変更ができる。ハイライトがつくこと・目次があること・目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができることなどの機能もあり、さらにタッチパネルの使用、点字ディスプレイへの接続も可能。
(13)	拡大読書器	視覚障害や加齢等により視力が減退した人の読書支援のため、本や雑誌の文字を自由に拡大しモニターで見ることができる機器。
(14)	音声読み上げ機	本や雑誌の活字をスキャンとして認識し音声で読み上げる機械のこと。これにより読書だけでなく、文書や説明書等の読み上げが可能となり視覚障害者の利便性が格段に向上する。
(15)	団体貸出	図書館に団体登録をした学校や団体に対し、大量の本を長期間（1年程度）貸し出す制度。※本市の場合、個人貸出では20冊を限度に3週間の貸出期間である。
(16)	ストーリーテリング	ストーリーテリング（おはなし）は、語り手が昔話や物語を覚えて自分のものにして語ること。子どもがおはなしを聴くことにより物語に興味をもつことによってスムーズに読書することに繋がる効果がある。図書館では、市民ボランティア団体が定期的におはなし会を開催している。
(17)	移動図書館おきがる号の巡回	移動図書館「おきがる号」を市内30か所に概ね3週間に1度の周期で派遣している。こうした一般利用を目的とした移動図書館巡回のほか、市内小学校にも巡回している事例がある。
(18)	調べ学習	児童や生徒が、様々なテーマ・課題に沿って、図書館を利用したり、聞き取り調査をしたりして、その結果をまとめること。
(19)	学校司書	学校図書館法の一部改正により同法第六条第1項及び第2項に明記された「学校司書」は、同法附則第2項により「この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、現時点では「学校司書」の資格及び養成課程について制度化はされていない。

(20)	ブックトーカー	<p>テーマを決め、そのテーマに沿った本を複数冊、順に紹介していくことをブックトークと言う。その紹介者（話し手）をブックトーカーと呼ぶ。</p>
(21)	子ども版ビブリオバトル	<p>ビブリオバトルは、本の紹介を通じて本を知り人を知るゲーム形式のイベント。</p> <p>ルール：発表者5人程度が読んで面白いと思った本を聴取参加者に1人5分ずつ本を紹介する。全員発表した後に聴衆参加者を交えて3分程度ディスカッションした後に誰が紹介した本が一番読んでみたいと思ったかを投票し最も投票が多かった本が「チャンプ本」となる。</p> <p>ビブリオバトルは本の面白さを知るだけでなく人前で意見を述べるトレーニングになること、バトルを通して多くの人を知り合うこと等、読書活動推進効果が認められている。こうした取組を図書館だけでなく子ども版として学校でも行うことで、読書活動の推進につなげる取組。</p>
(22)	点字資料	<p>視覚障害者の読書支援のため点字で打刻した図書のこと。</p>
(23)	録音図書	<p>視覚障害者の読書支援のため、音声録音された図書のこと。従来はカセットテープに録音されたものが主流であったが、近年はデイジー形式（国際基準の録音形式）で録音されたデジタル図書（CD）が主流になりつつある。本市では、点字図書・録音図書をそれぞれ市民のボランティア団体の尽力により製作し視覚障害者に貸出を行っている。</p>
(24)	点訳絵本	<p>点訳絵本とは市販の絵本が見える人、見えない人が一緒に楽しめるように工夫された絵本。透明な塩化ビニールシートに文章を点訳し活字部分に貼り付け、同じシートを絵の形に切って絵の上に貼ったり、形が取れないものは説明文を添えるなどの工夫をしている。</p>
(25)	配送事業	<p>インターネットなどで予約した図書を市内27か所の郵便局や4か所のシティ・ステーションで受取・返却ができるサービス。令和2年10月より開始した。</p>

(26)	こども専用図書館	子どもと保護者が安心して過ごせる空間を創出するため、市駅前に整備が予定されている施設。
(27)	電子書籍	利用者自身の端末からインターネットを利用して電子化された本の貸借ができるクラウド型サービス。令和3年3月より開始した。